医政発 0 6 1 0 第 1 8 号 平成 2 8 年 6 月 1 0 日

都道府県知事 各 保健所設置市長 殿 特別区長

厚生労働省医政局長 (公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会においてとりまとめられた「大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォース等を踏まえた特定機能病院の承認要件の見直しについて」等を踏まえ、医療法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第110号。以下「改正省令」という。)により、下記1の通り、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)の一部を改正することとしました。また、下記2の通り、関連の通知についても一部を改正することとしました。

改正省令については、本日公布され、同日から施行されることとなりますので、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項 の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 改正省令の概要

- (1) 特定機能病院の承認要件の見直しについて
 - ① 高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院における医療安全の確保を図るため、特定機能病院の管理者の責務に以下の事項等を追加すること。(規則第9条の23第1項関係)

- ア 医療安全管理責任者を配置し、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者を統括させること。
- イ 専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療安全管理部門を設置し、 事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要なものと して管理者が認める事象が発生した場合における診療録その他の診療 に関する記録の確認、患者又はその家族への説明、当該事象の発生の原 因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び当該確認の結果に基づ く従業者への必要な指導、医療に係る安全の確保に資する診療の状況の 把握及び従業者の医療の安全に関する意識の向上の状況の確認等の業 務を行わせること。
- ウ 高難度新規医療技術(当該病院で実施したことのない医療技術(軽微な術式の変更等を除く。)であつてその実施により患者の死亡その他の重大な影響が想定されるものをいう。)又は未承認新規医薬品(当該病院で使用したことのない医薬品又は高度管理医療機器であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の承認又は認証を受けていないものをいう。)(以下「高難度新規医療技術等」という。)を用いた医療を提供するに当たり、当該高難度新規医療技術等の提供の適否等を決定する部門の設置、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、高難度新規医療技術等を用いた医療を提供する場合に従業者が遵守すべき事項等を定めた規程の作成等の措置を講ずること。
- エ 監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由を記載した書類を 厚生労働大臣に提出すること及び当該委員名簿及び委員の選定理由の 公表を行うことを当該病院の開設者に求めること。

なお、監査委員会については、委員の数は3人以上とし、委員長及び 委員の半数を超える数は、当該病院と利害関係のない者から選任するこ と、利害関係のない者には、医療に係る安全管理又は法律に関する識見 を有する者その他の学識経験を有する者及び医療を受ける者その他の 医療従事者以外の者を含むものとすること等の要件を満たすものであ ること。

オ 入院患者が死亡した場合又はそれ以外の場合であって通常の経過では必要がない処置又は治療が必要になったものとして特定機能病院の管理者が定める水準以上の事象が発生したときには、従業者に速やかに 医療安全管理部門にその事実及び事実の発生前の状況を報告させること。

- カ 他の特定機能病院の管理者と連携し、年に一回以上他の特定機能病院 に職員を立ち入らせ、必要に応じ、医療に係る安全管理の改善のための 技術的助言を行わせること及び当該立入りを受け、当該技術的助言を受 けること。
- ② 特定機能病院の開設者の提出すべき申請書及び業務報告書の内容に以下の事項を追加すること。(規則第6条の3第1項及び第9条の2の2第1項関係)
 - ア 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験
 - イ 監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由並びに当該委員名簿及び 委員の選定理由の公表の状況
- ③ その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を設けること。
- (2) 臨床研究中核病院の承認要件の見直しについて
 - ① 国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う臨床研究中核病院における医療安全の確保を図るため、臨床研究中核病院の管理者の責務に、専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療安全管理部門を設置し、事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要なものとして管理者が認める事象が発生した場合における診療録その他の診療に関する記録の確認、患者又はその家族への説明、当該事象の発生の原因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び当該確認の結果に基づく従業者への必要な指導等の業務を行わせることを追加すること。(規則第9条の25第1項第4号関係)。
- ② その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を設けること。
- (3) 病院の管理者が講ずべき医療安全の確保のための措置の見直しについて
 - ① 特定機能病院以外の病院における高難度新規医療技術等を用いた医療の安全を確保するため、これらを用いた医療を提供するに当たっては、特定機能病院の管理者が講ずべき措置に準じ、必要な措置を講ずるよう努めることを、病院の管理者が講ずべき医療安全の確保のための措置に追加すること。(規則第1条の11第2項第4号関係)
 - ② その他所要の改正を行うこと。
- (4) 病院等の管理者が患者等を入院させ、又は入所させるに当たって遵守すべき事項の見直しについて

病院、診療所又は助産所の管理者が、患者、妊婦、産婦又は褥婦を入院 させ、又は入所させるに当って遵守すべき事項のうち、精神疾患を有する 者の入院に関する規定を改正し、精神疾患を有する者が、身体疾患の治療 を行うために精神病室以外の病室に入院できることを明確化すること。

(規則第10条関係)

2 関連通知の改正

- (1) 特定機能病院の承認要件の見直しについて 別紙1の通り、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」 (平成5年2月15日付け健政発第98号)を改正すること。なお、同通知 の様式については別紙1に付す通り変更すること。
- (2) 臨床研究中核病院の承認要件の見直しについて 別紙2の通り、「医療法の一部改正(臨床研究中核病院関係)の施行等 について」(平成27年3月31日付け医政発0331第69号)を改正すること。 と。なお、同通知の様式については別紙2に付す通り変更すること。
- (3) 病院等の管理者の医療安全確保のための措置の見直しについて 別紙3の通り、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法 等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日付 け医政発第0330010号)を改正すること。

別紙1

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(新旧) (平成5年2月15日健政発第98号: 厚生省健康政策局長通知)

【新旧対照表】

(下線部分は改正・新設部分)

改正後

第一 特定機能病院に関する事項

- 1 (略)
- 2 承認手続等
 - (1) 特定機能病院の承認を受けようとする者は、医療法施行規則の一部を改正する省令(平成二八年厚生労働省令第一一〇号。以下「平成二八年改正省令」という。)による改正後の医療法施行規則(昭和二三年厚生省令第五〇号)第六条の三第一項の規定により、同項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出するものであること。その際の承認申請書及び添付書類の標準様式は様式第1~第8のとおりであること。
 - (2) (略)
- (3) 平成二八年改正省令による改正後の 医療法施行規則第六条の三第一項第七 号に規定する「管理者の医療に係る安 全管理の業務の経験」とは、下記のい ずれかの業務に従事した経験を有する ものであること。
 - ① 医療安全管理責任者、医薬品安全 管理責任者、医療機器安全管理責任 者の業務
 - ② 医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - ③ 医療安全管理部門における業務
 - ④ その他上記に準じる業務
- (4) 平成二八年改正省令による改正後

改正前

- 第一 特定機能病院に関する事項
- 1 (略)
- 2 承認手続等
 - (1) 特定機能病院の承認を受けようとする者は、改正省令による改正後の医療法施行規則(昭和二三年厚生省令第五〇号。以下「新省令」という。)第六条の三第一項の規定により、同項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出するものであること。その際の承認申請書及び添付書類の標準様式は様式第1~第8のとおりであること。
 - (2) (略)

(新設)

(3) 医療法施行規則の一部を改正する

の医療法施行規則<u>第六条の三第一項</u> 第一一号に規定する「紹介率の前年度 の平均値」及び<u>同項第一二号</u>に規定する「逆紹介率の前年度の平均値」とは、 それぞれ平成二六年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九条の二 〇第六号イ及び第七号イに規定する それぞれの要素について、申請を行う 年度の前年度の総数をあてはめて算 出する値を意味するものであること。

- (5) 改正省令による改正後の医療法施 行規則(以下「新省令」という。) 第 六条の三第二項第六号に規定する書 類については、平成二八改正省令によ る改正後の医療法施行規則第九条の 二二の規定により、診療に関する諸記 録が閲覧に供することができる書類 とされていないため、当面、添付を省 略する取り扱いとするものであるこ と。
- 平成二八年改正省令による改正後 (6) の医療法施行規則第六条の三第二項 第一一号に規定する「第一条の一一第 一項各号に掲げる体制を確保してい ること及び第九条の二三第一項第一 号から第十五号までに掲げる事項を 行っていることを証する書類」には、 医療に係る安全管理のための指針の 整備状況、医療安全管理委員会の設置 及び業務実施状況、平成二八年改正省 令による改正後の医療法施行規則第 一条の一一第一項第三号に規定する 医療に係る安全管理のための職員研 修の実施状況、医療機関内における事 故報告等の医療に係る安全の確保を

- 省令(平成二六年厚生労働省令第四五号。以下「平成二六年改正省令」という。)による改正後の医療法施行規則第六条の三第一項第一〇号に規定する「紹介率の前年度の平均値」及び回項第一一号に規定する「逆紹介率の前年度の平均値」とは、それぞれ平成二六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二〇第六号イ及び第七号イに規定するそれぞれの要素について、申請を行う年度の前年度の総数をあてはめて算出する値を意味するものであること。
- (4) 新省令第六条の三第二項第六号に 規定する書類については、新省令第九 条の二二の規定により、診療に関する 諸記録が閲覧に供することができる 書類とされていないため、当面、添付 を省略する取り扱いとするものであ ること。
- 医療法施行規則の一部を改正する (5) 省令(平成二〇年厚生労働省令第五〇 号。以下「平成二○年改正省令」とい う。)による改正後の医療法施行規則 第六条の三第二項第一○号に規定す る「第一条の一一第一項各号及び第九 条の二三第一項第一号に掲げる体制 を確保していることを証する書類」に は、専任の医療に係る安全管理を行う 者及び専任の院内感染対策を行う者 の配置状況、医療に係る安全管理を行 う部門の設置状況、当該病院内に患者 からの安全管理に係る相談に適切に 応じる体制の確保状況、医療に係る安 全管理のための指針の整備状況、医療

目的とした改善のための方策の状況、 医療安全管理責任者及び専任の院内 感染対策を行う者の配置状況、医薬品 安全管理責任者の業務実施状況、医療 法第一条の四第二項に規定する説明 に関する責任者及び診療録その他の 診療に関する記録の管理に関する責 任者の配置状況、医療安全管理部門の 業務実施状況、医療安全管理部門にお ける専従の医師、薬剤師及び看護師の 配置状況、平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第一条の一 一第二項第四号に規定する高難度新 規医療技術(以下「高難度新規医療技 術」という。) の実施の適否等を決定 する部門の設置状況、平成二八年改正 省令による改正後の医療法施行規則 第一条の一一第二項第四号に規定す る未承認新規医薬品等(以下「未承認 新規医薬品等」という。)の使用の適 否等を決定する部門の設置状況、監査 委員会の設置状況、入院患者が死亡し た場合等の医療安全管理部門への報 告状況及び当該報告に係る医療安全 管理委員会の業務の状況、他の特定機 能病院の管理者と連携した従業者の 相互立入り及び技術的助言の実施状 況、当該病院内に患者からの安全管理 に係る相談に適切に応じる体制の確 保状況、医療安全管理の適正な実施に 疑義が生じた場合等の情報提供を受 け付けるための窓口の設置状況、平成 二八年改正省令による改正後の医療 法施行規則第九条の二三第一項第一 四号及び第一五号に規定する医療に 係る安全管理のための職員研修の実 施状況に関する書類を含むものであ ること。

に係る安全管理のための委員会の開催状況、医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況、医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の状況に関する書類を含むものであること。

(7)~(10) (略)

- 3 (略)
- 4 業務報告書
- (1) 特定機能病院の開設者は、平成二八 年改正省令による改正後の医療法施 行規則第九条の二の二第一項各号に 掲げる事項を記載した業務報告書を 毎年一〇月五日までに地方厚生(支) 局長に提出しなければならないもの であること。その際の標準様式は様式 第2から第7まで及び第10のとおり であること。
- (2) (略)
- (3)平成二八年改正省令による改正後 の医療法施行規則第九条の二の二第 一項第一二号に規定する「第一条の一 一第一項各号に掲げる体制の確保及 び第九条の二三第一項第一号から第 一五号までに掲げる事項の状況」に は、医療に係る安全管理のための指針 の整備状況、医療安全管理委員会の設 置及び業務実施状況、平成二八年改正 省令による改正後の医療法施行規則 第一条の一一第一項第三号に規定す る医療に係る安全管理のための職員 研修の実施状況、医療機関内における 事故報告等の医療に係る安全の確保 を目的とした改善のための方策の状 況、医療安全管理責任者及び専任の院 内感染対策を行う者の配置状況、医薬 品安全管理責任者の業務実施状況、医 療法第一条の四第二項に規定する説 明に関する責任者及び診療録その他 の診療に関する記録の管理に関する 責任者の配置状況、医療安全管理部門 の業務実施状況、医療安全管理部門に おける専従の医師、薬剤師及び看護師 の配置状況、高難度新規医療技術の実

(6) \sim (9) (略)

- 3 (略)
- 4 業務報告書
 - (1) 特定機能病院の開設者は、<u>新省令</u>第 九条の二の二第一項各号に掲げる事 項を記載した業務報告書を毎年一〇 月五日までに地方厚生(支)局長に提 出しなければならないものであるこ と。その際の標準様式は様式第2から 第7まで及び第10のとおりであるこ と。
 - (2) (略)
 - (3)平成二〇年改正省令による改正後 の医療法施行規則第九条の二の二第 一項第一○号に規定する「第一条の一 一第一項各号及び第九条の二三第一 項第一号に掲げる体制を確保の状況」 には、専任の医療に係る安全管理を行 う者及び専任の院内感染対策を行う 者の配置状況、医療に係る安全管理を 行う部門の設置状況、当該病院内に患 者からの安全管理に係る相談に適切 に応じる体制の確保状況、医療に係る 安全管理のための指針の整備状況、医 療に係る安全管理のための委員会の 開催状況、医療に係る安全管理のため の職員研修の実施状況、医療機関内に おける事故報告等の医療に係る安全 の確保を目的とした改善のための方 策の状況に関する事項を含むもので あること。

施の適否等を決定する部門の設置状 況、未承認新規医薬品等の使用の適否 等を決定する部門の設置状況、監査委 員会の設置状況、入院患者が死亡した 場合等の医療安全管理部門への報告 状況及び当該報告に係る医療安全管 理委員会の業務の状況、他の特定機能 病院の管理者と連携した従業者の相 互立入り及び技術的助言の実施状況、 当該病院内に患者からの安全管理に 係る相談に適切に応じる体制の確保 状況、医療安全管理の適正な実施に疑 義が生じた場合等の情報提供を受け 付けるための窓口の設置状況、平成二 八年改正省令による改正後の医療法 施行規則第九条の二三第一項第一四 号及び第一五号に規定する医療に係 る安全管理のための職員研修の実施 状況に関する書類を含むものである

(4) 平成二八年改正省令による改正後 の医療法施行規則第九条の二の二第 一項各号に掲げる事項のうち、第六号 に掲げる事項及び第五号に掲げる事 項のうち閲覧の実績については、業務 報告書を提出する年度の前年度の年 間実績を報告するものであること。

新省令第九条の二の二第一項各号 (4)に掲げる事項のうち、第六号に掲げる 事項及び第五号に掲げる事項のうち 閲覧の実績については、業務報告書を 提出する年度の前年度の年間実績を 報告するものであること。ただし、平 成二六年度中の業務報告における紹 介率(平成二六年改正省令による改正 後の医療法施行規則第九条の二〇第 一項第六号イに規定する紹介率をい う。)及び逆紹介率(同項第七号イに規 定する逆紹介率をいう。)の実績につ いては、平成二六年四月以降の任意の 数か月間(最低一か月間)の平均値を 用いても差し支えないものであるこ と。また、当該実績が当該紹介率又は 逆紹介率を満たしていない場合には、 平成二五年度の年間実績における平

- (5) 平成二八年改正省令による改正後 の医療法施行規則第九条の二の二第 一項各号に掲げる事項のうち、第四 号、第七号、第八号及び第一一号に掲 げる事項並びに第五号に掲げる事項 のうち閲覧方法については、業務報告 書を提出する年度の一〇月一日現在 の状況を報告するものであること。
- (6) 平成二八年改正省令による改正後 の医療法施行規則第九条の二の二第 一項各号に掲げる事項のうち、第九号 及び第一〇号に掲げる事項について は、業務報告書を提出する年度の前年 度の一日当たり平均値を報告するも のであること。
- (7)平成二八年改正省令による改正後 の医療法施行規則第九条の二の二第 一項各号に掲げる事項のうち、第六 号、第九号及び第一○号に掲げる事項 並びに第五号に掲げる事項のうち閲 覧の実績については、特定機能病院の 承認後初めて行う業務報告書の提出 に当たっては、各年度の四月一日から 一〇月五日までの間に承認を受けた 病院の場合は報告を省略する取り扱 いとし、各年度の一〇月六日から三月 三一日までの間に承認を受けた病院 の場合は報告書を提出する年度の前 年度の承認後の期間の実績を報告す る取り扱いとするものであること。ま た、各年度の四月一日から一〇月五日 までの間に承認を受けた病院が承認 後二度目に行う業務報告書の提出に 当たっては、前記の事項については、 報告書を提出する年度の前年度の承

成二六年改正省令による改正前の紹介率についても報告すること。

- (5) 新省令第九条の二の二第一項各号に掲げる事項のうち、第四号及び第七号に掲げる事項並びに第五号に掲げる事項のうち閲覧方法については、業務報告書を提出する年度の一〇月一日現在の状況を報告するものであること。
- (6) 新省令第九条の二の二第一項各号に掲げる事項のうち、第八号及び第九号に掲げる事項については、業務報告書を提出する年度の前年度の一日当たり平均値を報告するものであること。
- 新省令第九条の二の二第一項各号 (7)に掲げる事項のうち、第六号、第八号 及び第九号に掲げる事項並びに第五 号に掲げる事項のうち閲覧の実績に ついては、特定機能病院の承認後初め て行う業務報告書の提出に当たって は、各年度の四月一日から一〇月五日 までの間に承認を受けた病院の場合 は報告を省略する取り扱いとし、各年 度の一〇月六日から三月三一日まで の間に承認を受けた病院の場合は報 告書を提出する年度の前年度の承認 後の期間の実績を報告する取り扱い とするものであること。また、各年度 の四月一日から一〇月五日までの間 に承認を受けた病院が承認後二度目 に行う業務報告書の提出に当たって は、前記の事項については、報告書を 提出する年度の前年度の承認後の期 間の実績を報告する取り扱いとする

認後の期間の実績を報告する取り扱いとするものであること。

 $(8) \sim (10)$ (略)

- (11) 平成二八年改正省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院の開設者に対する平成二八年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二の二第一項第八号の規定の適用については、平成三〇年四月一日以後に任命した管理者に関するものに限り、同項に規定する報告書に記載しなければならないものとすること。
- 平成二八年改正省令の施行の際現 (12)に医療法第四条の二第一項の規定に よる承認を受けている特定機能病院 の管理者であって平成二八年改正省 令による改正後の医療法施行規則第 九条の二三第一項第一号、第三号か ら第五号まで、第一○号及び第一三 号に規定する措置を講じていないも のについては、それぞれ当該措置を 講ずるための計画を記載した書類を 提出した場合に限り、平成二八年九 月三〇日までの間(当該計画に基づ き当該措置を講ずることとなった場 合には、措置を講じたときまでの間) は、なお従前の例によること。その 際の作成様式は、様式第8のとおり であること。
- (13) 平成二八年改正省令の施行の際現 に医療法第四条の二第一項の規定に よる承認を受けている特定機能病院 の管理者であって平成二八年改正省 令による改正後の医療法施行規則第 九条の二三第一項第六号(同号ホに係 る部分に限る。)、第七号から第九号ま

ものであること。

 $(8) \sim (10)$ (略)

(新設)

(新設)

で、第一一号及び第一四号に規定する 措置を講じていないものについては、 それぞれ当該措置を講ずるための計 画を記載した書類を提出した場合に 限り、平成二九年三月三一日までの間 (当該計画に基づき当該措置を講ず ることとなった場合には、措置を講じ たときまでの間)は、なお従前の例に よること。その際の作成様式は、様式 第8のとおりであること。

(14) 平成二八年改正省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院の管理者であって平成二八年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二三第一項第一五号に規定する措置を講じていないものについては、当該措置を講ずるための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三〇年三月三一日までの間(当該計画に基づき当該措置を講ずることとなった場合には、措置を講じたときまでの間)は、なお従前の例によること。その際の作成様式は、様式第8のとおりであること。

(15) 平成二八年改正省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院の管理者であって平成二八年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二三第一項第六号に規定する措置(専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。)を講ずることができないことがやむを得ない事情があるものについては、当該措置を講ずるための計画を提出した場合に限り、平成三〇年三月三一日までの間(当該計画に基づき当該措置を講ず

(新設)

ることとなった場合には、措置を講じたときまでの間)は、同号の規定(専 従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係る部分に限る。)は適用しないこと。 この場合において、同号に規定する医療安全管理部門に、専従の医師、薬剤 師及び看護師を配置するよう努めるとともに専任の医療に係る安全管理を行う者を配置すること。なお、その際の作成様式は、様式第8のとおりであること。

専任の医療に係る安全管理を行う 者は、次に掲げる基準を満たす必要が あること。

- (ア)医師、歯科医師、薬剤師又は看護師のうちのいずれかの資格を有していること。
- (イ) 医療安全に関する必要な知 識を有していること。
- (ウ) 当該病院の医療安全管理部 門に所属していること。
- (エ) 当該病院の医療安全管理委 員会の構成員に含まれている こと。
- (オ)医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していること。

なお、平成二八年改正省令附則第四条第一項及び第二項の規定の適用を受ける特定機能病院の開設者又は管理者は、適用を受ける間については、同条第二項各号に掲げる措置の状況についても、業務報告書に記載するなど、平成二八年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二三第一項第一号から第一五号までに掲げる事項と同様に取り扱うこと

5 管理者の業務遂行方法

- (1) 新省令第九条の二〇第一号イ及び 同条第二号イに規定する「特定機能病 院以外の病院では通常提供すること が難しい診療」とは、
 - ① 先進医療(<u>厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養及び選定療養</u>(平成一八年厚生労働省告示第四九五号)第一条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)
 - ② 指定難病(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二六年法律第五○号)第五条第一項に規定する指定難病をいう。以下同じ。) に係る特定医療(同項に規定する特定医療をいう。以下同じ。)

を主に想定したものであること。この場合において、①の先進医療の提供は必須とし、厚生労働大臣の承認を受けた①の先進医療の数が一件の場合には、併せて②の指定難病に係る特定医療を年間五○○人以上の患者に対して行うものであること。

また、既に特定機能病院に係る承認を受けている病院について、その提供する先進医療が、<u>診療報酬の算定方法</u>(平成二〇年厚生労働省告示第五九号)に規定する医療技術に採り入れられたことにより、前記の要件に適合しなくなった場合には、おおむね三年以内を目途に、適合するようにすべきものであること。

なお、以上このことは一般に「高度 の医療」を①又は②に限定する趣旨で はなく、また、これらの医療の提供機 能、開発及び評価機能並びに研修機能 を特定機能病院に限定する趣旨ではな いこと。

5 管理者の業務遂行方法

- (1) 新省令第九条の二〇第一号イ及び 同条第二号イに規定する「特定機能病 院以外の病院では通常提供すること が難しい診療」とは、
 - ① 先進医療(<u>厚生労働大臣が定める</u> <u>評価療養及び選定療養</u>(平成一八年 厚生労働省告示第四九五号)第一条 第一号に規定するものをいう。以下 同じ。)
 - ② 特定疾患治療研究事業(昭和四八 年四月一七日衛発第二四二号厚生 省公衆衛生局長通知に規定するも のをいう。)の対象とされている疾 患についての診療

を主に想定したものであること。この場合において、①の先進医療の提供は必須とし、厚生労働大臣の承認を受けた①の先進医療の数が一件の場合には、併せて②の特定疾患治療研究事業に係る診療を年間五〇〇人以上の患者に対して行うものであること。

また、既に特定機能病院に係る承認を受けている病院について、その提供する先進医療が、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (平成六年厚生省告示第五四号)に規定する医療技術に採り入れられたことにより、前記の要件に適合しなくなった場合には、おおむね三年以内を目途に、適合するようにすべきものであること。

なお、以上このことは一般に「高度 の医療」を①又は②に限定する趣旨で はなく、また、これらの医療の提供機 能、開発及び評価機能並びに研修機能 を特定機能病院に限定する趣旨ではな いこと。

- (2) (略)
- (3) 平成二八年改正省令による改正後の 医療法施行規則第九条の二〇第一項第 一号ハに規定する「第一条の一一第一 項各号に掲げる体制を確保」するに当 たっては、「良質な医療を提供する体制 の確立を図るための医療法等の一部を 改正する法律の一部の施行について」 (平成一九年三月三〇日医政発第〇三 三〇〇一〇号:厚生労働省医政局長通 知)(最終改正:平成二八年六月一〇日) の第二に掲げる事項を満たすこと。

また、平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の二○第 一項第一号ハに規定する「第九条の二 三第一項第一号から第一五号までに掲 げる事項を行うこと」とは、具体的に は以下のものを指すこと。

(削除)

- (2) (略)
- (3) 新省令第九条の二〇第一号ハに掲げる「第九条の二三及び第一一条各号に掲げる体制を確保すること」とは、具体的には以下のものを指すこと。(左記オからクについては、医療法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について(平成一四年八月三〇日医政発第〇八三〇〇〇一号)の該当個所を再掲したものである。)

- ア 「専任の医療に係る安全管理を 行う者」は、当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。
 - (ア) 医師、歯科医師、薬剤師又 は看護師のうちのいずれか の資格を有していること。
 - (イ) 医療安全に関する必要な 知識を有していること。
 - (ウ)当該病院の医療安全に関する管理を行う部門に所属していること。
 - (エ)当該病院の医療に係る安全管理のための委員会の構成員に含まれていること。

(オ)医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していること。

(新設)

- ア 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一号に規定する「医 療安全管理責任者」は、次に掲げ る要件を満たす必要があること。
 - (ア) 医療安全、医薬品安全及び 医療機器安全について必要な 知識を有するもの。
 - (イ) 当該病院の副院長(管理者 を補佐する者のうち副院長と 同等のものを含む。)のうち管 理者が指名するもの。
 - (ウ)当該病院の常勤職員であり、医師又は歯科医師の資格を有していること。
- 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第二号に規定する「専 任の院内感染対策を行う者」は、 当該病院における院内感染対策 を行う部門の業務に関する企画 立案及び評価、病院内における職 員の院内感染対策に関する意識 の向上や指導等の業務を行うも のであり、次に該当するものであ ること。
 - (ア) 医師、歯科医師、薬剤師 又は看護師のうちのいずれ かの資格を有しているこ と。
 - (イ) 院内感染対策に関する必要な知識を有していること。
- <u>ウ</u> 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の

- イ 「専任の院内感染対策を行う者」 は、当該病院における院内感染対 策を行う部門の業務に関する企 画立案及び評価、病院内における 職員の院内感染対策に関する意 識の向上や指導等の業務を行う ものであり、次に該当するもので あること。
 - (ア) 医師、歯科医師、薬剤師 又は看護師のうちのいずれ かの資格を有しているこ と。
 - (イ) 院内感染対策に関する必要な知識を有していること。

<u>二三第一項第</u>三号イに掲げる「医 薬品の安全使用のための業務に 資する医薬品に関する情報の整 理、周知及び当該周知の状況の確 認」とは、医薬品安全管理責任者 から同号ハの規定に基づき指名 された薬剤師等が、院内の医薬品 の使用状況を月一回程度定期的 に確認し、その結果を踏まえて添 付文書情報(禁忌等)、緊急安全 性情報、未承認医薬品の使用時又 は医薬品の適応外使用時等の医 薬品安全管理に係る情報を整理 し、必要に応じてその結果を医薬 品安全管理責任者に報告するこ とをいうこと。

また、医薬品安全管理責任者は、報告された情報を踏まえ、必要に応じて、当該情報に係る医薬品の使用実績のある診療科等のみならず院内全体に医薬品の適正使用のための注意喚起情報を周知するとともに、必要な診療科等に周知されたか等について確認することを、同号ハの規定に基づき指名された薬剤師等に対し行わせることをいうこと。さらに、医薬品安全管理責任者は、これらの医薬品情報の周知状況の確認の方法を定め、必要に応じて手順の見直しを行うことをいうこと。

エ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第三号ロに規定する 「未承認等の医薬品の使用に関 し、当該未承認等の医薬品の使用 の状況の把握のための体系的な

仕組みの構築並びに当該仕組み により把握した未承認等の医薬 品の使用の必要性等の検討の状 況の確認、必要な指導及びこれら の結果の共有」とは、医薬品安全 管理責任者から同号ハの規定に 基づき指名された薬剤師等が医 師の処方した薬剤を調剤する場 合、以下に掲げる事項を行うこと をいうこと。

- ① 医師の処方した薬剤の使用が、未承認の医薬品の使用若しくは適応外又は禁忌等の使用方法に該当するか否かを把握すること。
- ② ①の使用に該当する場合に は、薬学的知見に基づき、必要 に応じて処方した医師等に対 して処方の必要性や論文等の 根拠に基づくリスク検討の有 無、処方の妥当性等を確認する こと。
- ③ ①②の結果を踏まえ、必要に 応じて処方した医師等に対し 処方の変更等の提案を行うと ともに、その結果を医薬品安全 管理責任者に報告すること。

さらに、医薬品安全管理責任 者は、①の把握方法を定めるとと もに、把握の状況を定期的に確認 し、必要に応じて当該把握方法の 見直しを行うこと。また、③の報 告を踏まえ、必要に応じて医師等 に対する指導等を行うとともに、 院内全体に未承認等の医薬品の 使用に関して必要な情報の共有 等を行うことを、同号への規定に 基づき指名された薬剤師等に対 し行わせることをいうこと。

本 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第三号ハに規定する 「イ及びロに掲げる措置を適切 に実施するための担当者の定め」 とは、平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九条 の二三第一項第三号イ及びロに 掲げる措置を適切に実施するた めの担当者を医薬品安全管理責 任者が指名することをいうこと。

(新設)

(新設)

力 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第四号に規定する「法 第一条の四第二項の説明に関す る責任者」は、同号に規定する規 程に定められた事項の遵守状況 を定期的に確認し、確認の結果、 適切でない事例が認められる場 合は、必要な指導を行うととも に、当該事例を病院の各部署に通 知し、又は研修で取り上げるなど して、適切に説明が行われるよう にすること。

(新設)

主 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第五号に規定する「診 療録等の管理に関する責任者」 は、診療録等の記載内容等の確認 を定期的に行い、十分でない事例 が認められる場合は、必要な指導 を行うとともに、当該事例を病院 の各部署に通知し、又は研修で取 り上げるなどして、適切に診療録 等の管理が行われるようにする こと。

(新設)

ク 平成二八年改正省令による改

正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第六号に規定する「医療安全管理部門」は、医療安全管理部門」は、医療安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院における医療に係る安全管理業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。

- (ア) 「専従」とは、医療安全管 理部門の業務に専ら従事して いることをいうものとし、常 勤で雇用されている職員にお いて、その就業時間の八割以 上を当該業務に従事している 場合とすること。ただし、平 成三二年三月までの間につい ては、時限的取扱いとして、 常勤職員であって、その就業 時間の五割以上を当該業務に 従事する者を同職種で複数名 (平成三○年三月三一日まで の間は、平成二八年改正省令 附則第四条第一項に規定する 計画を提出した特定機能病院 については、一名で可とする こと。)配置している場合は、 当該職種の専従職員を置いて いるものとみなすものである こと。
- (イ) 専従の構成員は、特定機能 病院の臨床業務の管理運営上 重要な役割を担っていること を踏まえ、臨床業務に係る十 分な知識と技能及び当該病院

- の医療安全確保を図る上で優れた識見、意欲を有する者とすると共に、当該病院は、当該医療安全業務の専従経験を将来にわたって生かせるよう、従事経験を適正に評価するよう配慮すること。
- (ウ) 構成員は、当該病院の医療 安全管理委員会に出席するこ と。
- (エ) 歯科診療に関連する医療安全に係る事案が発生した場合には、歯科医師が適切に関与できる体制を確保すること。
- <u>ケ</u> 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第六号に掲げる「医療 安全管理部門」の業務について は、次のことに留意すること。
 - (ア) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第六号イに規 定する「医療安全管理委員会 に係る事務」とは、医療安全 管理委員会で用いられる資料 及び議事録の作成及び保存、 その他医療安全管理委員会の 庶務に関することを指すこ と。
 - (イ) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第六号ロに規 定する「事故その他の医療安 全管理部門において取り扱う ことが必要なものとして管理 者が認める事象」の基準につ いては、医療安全管理委員会 において検討し、管理者が定

- ウ 「医療に係る安全管理を行う部門」とは、専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を担う部門であって、次に掲げる業務を行うものであること。
 - (ア) 医療に係る安全管理のための委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、その他医療に係る安全管理のための委員会の庶務に関すること。
 - (イ)事故等に関する診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認を行うとともに、との確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。
 - (ウ)患者や家族への説明など事故発生時の対応状況について確認を行うとともに、いて確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。

- めるものとすること。
- (ウ) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第六号ホに規 定する「医療に係る安全の確 保に資する診療の状況の把 握」とは、手術時の血栓予防 策実施率のモニタリング等、 医療安全管理委員会において 定める医療安全に資する診療 内容についてのモニタリング を平時から行うことをいうこ と。
- (エ) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第六号ホに規 定する「従事者の医療の安全 に関する意識の向上の状況の 確認」とは、医療安全管理委 員会において定める、全職員 の医療安全に関する研修の受 講状況等の従事者の医療安全 の認識についてのモニタリン グを平時から行うことをいう こと。
- □ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第七号に規定する高 難度新規医療技術を用いた医療 を提供する場合に講ずる措置に ついては、「医療法施行規則第九 条の二三第一項第七号ロの規定 に基づき高難度新規医療技術に ついて厚生労働大臣が定める基 準について」(平成二八年六月一 ○日医政発○六一○第二一号:厚 生労働省医政局長通知)を参照す ること。

- (エ)事故等の原因究明が適切
に実施されていることを確
認するとともに、必要な指
導を行うこと。
- (オ) 医療安全に係る連絡調整 に関すること。
- (カ) 医療安全対策の推進に関 すること。

- 世 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第八号に規定する未 承認新規医薬品等を用いた医療 を提供する場合に講ずる措置に ついては、「医療法施行規則第九 条の二三第一項第八号ロの規定 に基づき未承認新規医薬品等を 用いた医療について厚生労働大 臣が定める基準について」(平成 二八年六月一○日医政発○六一 ○第二四号:厚生労働省医政局長 通知)を参照すること。
- シ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第九号イに規定する 「利害関係のない者」とは、以下 の条件を満たす者を基本とする こと。
 - (ア) 過去一○年以内に当該病院と雇用関係にないこと。
 - (イ) 委員に属する年度を含む過去三年度の期間において、年間五〇万円を超える額の寄付金・契約金等(監査委員会に係る費用を除く。)を当該病院から受領していないこと。
- ス 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第九号ロ(1)に規定 する「医療に係る安全管理に関す る識見を有する者」とは、医療機 関において医療安全に関する業 務に従事した経験を持つ者、又 は、医療安全に係る研究に従事し た経験を有する者であること。
- セ <u>平成二八年改正省令による改正</u> 後の医療法施行規則第九条の二

(新設)

(新設)

(新設)

三第一項第九号ロ(1)に規定する「法律に関する識見を有する者」とは、法律学に関する専門知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者を意味するものであること。

ツ 平成二八年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二三第一項第九号ロ(2)に規定する「医療を受ける者その他の医療従事者以外の者」とは、医療等の内容及び説明並びに同意文書が一般的に理解できる内容であるか等、医療を受ける者の立場から意見を述べることができる者を意味するものであること。なお、当該者については、医療安全管理についての知識を有することが望ましいこと。

夕 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第九号ハに規定する 監査委員会の開催の際は、議事録 を作成し保存すること。

チ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第九号ニ(3)に規定 する「結果を公表すること」につ いては、監査委員会は当該病院の 監査で確認された事項について、 ホームページで公表することが 望ましいこと。ただし、ホームペ ージを有しない場合には、事務所 に備えて置くこと等により一般 の閲覧に供していることでも差 し支えないこと。

ツ 平成二八年改正省令による改正 後の医療法施行規則第九条の二 (新設)

(新設)

(新設)

- 三第一項第一○号に規定する「医療に係る安全管理に資するため」 の措置を講ずるに当たっては、次のことに留意すること。
- (ア) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第一○号イの 報告の対象となる事項につい ては、行った医療等に起因す るか否か、また、当該事例を 予期していたか否かは問わな いこと。
- (イ) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第一○号イ (2)に規定する「管理者が 定める水準以上の事象」とは、 管理者が定める水準以上の処 置や治療を要した事象であ り、軽微な処置や治療を必要 とした事象は含まないこと。
- (ウ) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第一○号ロ (1)に規定する「イの規定 による報告の実施の状況の確 認」の際、必要な検証を行う ものとすること。
- テ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一一号に規定する 「他の特定機能病院の管理者と 連携し」講ずる特定機能病院従業 者の相互立入に当たり、特定機能 病院の管理者は、次のことに留意 しなければならないこと。
 - (ア) 他の特定機能病院に立ち入 る従業者に、医療安全管理責

<u>任者又はその代理者を含める</u> こと。

- (イ) 別に定める「特定機能病院 医療安全連絡会議」に、従業 者の相互立入の結果やその他 の医療安全管理に係る取組を 報告すること。
- ト 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一一号イ及び口に 規定する「技術的助言」とは、次 に掲げる事項その他の医療安全 の観点から必要な事項等に関す るものであること。
 - (ア) インシデントやアクシデントの報告等の状況(報告、分析、改善策の立案及び実施等
 - (イ) 医療安全管理委員会の業務 の状況
 - (ウ) 医薬品等の安全使用体制の 状況 (医薬品安全管理責任者 の業務等)
 - (エ) 高難度新規医療技術又は未 承認新規医薬品等を用いた医療の提供の適否等を決定する 部門の運用状況
 - (オ)監査委員会の業務の結果及び監査委員会からの指摘への対応状況
- ナ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一二号に規定する 「患者からの安全管理に係る相 談に適切に応じる体制を確保す ること」とは、当該病院内に患者 相談窓口を常設し、患者等からの 苦情、相談に応じられる体制を確 保するものであり、次に掲げる基

(新設)

工 「患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制を確保すること」とは、当該病院内に患者相談窓口を常設し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。また、これらの苦情や相談は医療機関の安全対策等の見直しにも活用されるもので

準を満たす必要があること。また、これらの苦情や相談は医療機関の安全対策等の見直しにも活用されるものであること。

- (ア) 患者相談窓口の活動の趣 旨、設置場所、担当者及びそ の責任者、対応時間等につい て、患者等に明示されている こと。
- (イ) 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること。
- (ウ) 相談により、患者や家族等が不利益を受けないよう適切な配慮がなされていること。
- 三 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 三三第一項第一三号に規定する 「医療安全管理の適正な実施に 疑義が生じた場合等の情報提供 を受け付けるための窓口を設置 する」際には、情報提供者が単に 情報提供したことを理由に不利 益な取扱いを受けることのない よう留意し、適切な運用を行うこ と。なお、窓口の設置については、 病院外の適切な機関に設置して も差し支えないこと。
- ヌ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一四号に規定する 職員研修では、インシデント・ア クシデント報告の流れ、医療安全 に係る具体的事例の改善策等に

あること。

- (ア) 患者相談窓口の活動の趣 旨、設置場所、担当者及びそ の責任者、対応時間等につい て、患者等に明示されている こと。
- (イ) 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること。
- (ウ) 相談により、患者や家族等 が不利益を受けないよう適切 な配慮がなされていること。

(新設)

ついて取り上げることが望ましいこと。また、研修実施後にe-learningなどを活用して、研修実施後の学習効果の測定を実施することが望ましいこと。

ネ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一五号に規定する 「医療安全管理に係る研修」と は、病院の医療安全管理体制を確 保するために、各職種が当該業務 を適切に行うための知識及び技 術を習得することを目的として 管理者、医療安全管理責任者、医 薬品安全管理責任者及び医療機 器安全管理責任者を対象に適切 に行われるものとすること。

(削除)

- オ 「医療に係る安全管理のための 指針」とは、次に掲げる事項を文 書化したものであり、また、医療 に係る安全管理のための委員会に おいて策定及び変更するものであ ること。
 - (ア) 医療機関における安全管 理に関する基本的考え方
 - (イ)医療に係る安全管理のための委員会その他医療機関内の組織に関する基本的事項
 - (ウ)医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針
 - (エ) 医療機関内における事故 報告等の医療に係る安全の 確保を目的とした改善のた めの方策に関する基本方針
 - (オ) 医療事故等発生時の対応 に関する基本方針

	(カ) 患者等に対する当該指針
	の閲覧に関する基本方針
	(キ) その他医療安全の推進の
	ために必要な基本方針
(削除)	<u>カ</u> <u>「医療に係る安全管理のための</u>
	<u>委員会」とは、医療機関内の安全</u>
	管理の体制の確保及び推進のため
	に設けるものであり、次に掲げる
	<u>基準を満たす必要があること</u>
	(ア) 医療に係る安全管理のた
	めの委員会の管理及び運営
	に関する規程が定められて
	<u>いること。</u>
	(イ) 重要な検討内容について、
	患者への対応状況を含め管
	理者へ報告すること。
	<u>(ウ)</u> 重大な問題が発生した場
	合は、速やかに発生の原因を
	分析し、改善策の立案及び実
	施並びに職員への周知を図
	ること。
	 (エ) 医療に係る安全管理のた
	めの委員会で立案された改
	善策の実施状況を必要に応
	じて調査し、見直しを行うこ
	<u>ك.</u>
	 (オ) 医療に係る安全管理のた
	 めの委員会は月一回程度開
	催するとともに、重大な問題
	が発生した場合は適宜開催
	すること。
	 (カ) 各部門の安全管理のため
	の責任者等で構成されるこ
	المرابع
 (削除)	
/1441/44/	職員研修」は、医療に係る安全管
	理のための基本的考え方及び具体
	的方策について当該医療機関の職
	HJ/J/水に JV・C コ K/区/原/成房V/収

員に周知徹底を行うことで、個々 の職員の安全に対する意識、安全 に業務を遂行するための技能やチ ームの一員としての意識の向上等 を図るものであること。

本研修は、医療機関全体に共通 する安全管理に関する内容につい て、年二回程度定期的に開催する ほか、必要に応じて開催すること。 また、研修の実施内容について記 録すること。

ク 「医療機関内における事故報告 等の医療に係る安全の確保を目的 とした改善のための方策」は、医 療機関内で発生した事故の安全管 理委員会への報告等、あらかじめ 定められた手順や事例収集の範囲 等に関する規程に従い事例を収 集、分析することにより医療機関 における問題点を把握して、医療 機関の組織としての改善策の企画 立案やその実施状況を評価するも のであること。また、重大な事故 の発生時には、速やかに管理者へ 報告すること等を含むものである こと。なお、事故の場合にあって の報告は診療録や看護記録等に基 づき作成すること。

(削除)

(略)

(略)

別紙2

「医療法の一部改正(臨床研究中核病院関係)の施行等について」(平成27年3月31日医 政発第69号:厚生労働省医政局長通知(抄))

【新旧対照表】

(下線部分は改正・新設部分)

		改正後			改正前
第1	趣旨	(略)	第1	趣旨	(略)

第2 承認手続等

 $1 \sim 5$ (略)

6 新省令第6条の5の2第2項第4号に 規定する「特定臨床研究に関する研修を 行う能力を有することを証する書類」と は、医師・歯科医師等の特定臨床研究を 行う者(特定臨床研究の実施に際し診療 に携わる者を含む。) 及び特定臨床研究 に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護 師その他の従業者(以下「特定臨床研究 に関わる者」という。) に対する研修会 を年に6回以上、新省令第9条の25第 5号イに掲げる委員会の委員を対象と した研修会を年に3回以上行ったこと 並びに特定臨床研究に関わる者に対し、 研修の適切な修了を証する研修修了証 書を発行する制度を有することを証す る書類とすること。なお、研修会につい ては、当該申請機関に属さない者が参加 でき、かつ受講者の研修記録を保存して いるものに限ること。また、研修の修了 に際しては、上記の研修会の受講のみに 限らず、e-Learning や外部の専門研修も 活用されたいこと。

 $7 \sim 10$ (略)

11 医療法施行規則の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 110 号。以 下「平成28年改正省令」という。)の施 行の日以後平成30年3月31日までの間

第 1 趣旨 (略)

第2 承認手続等

 $1 \sim 5$ (略)

6 新省令第6条の5の2第2項第4号に 規定する「特定臨床研究に関する研修を 行う能力を有することを証する書類」と は、医師・歯科医師等の特定臨床研究を 行う者(特定臨床研究の実施に際し診療 に携わる者を含む。) 及び特定臨床研究 に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護 師その他の従業者(以下「特定臨床研究 に関わる者」という。) に対する研修会 を年に6回以上、新省令第9条の25第 1号イに掲げる委員会の委員を対象と した研修会を年に3回以上行ったこと 並びに特定臨床研究に関わる者に対し、 研修の適切な修了を証する研修修了証 書を発行する制度を有することを証す る書類とすること。なお、研修会につい ては、当該申請機関に属さない者が参加 でき、かつ受講者の研修記録を保存して いるものに限ること。また、研修の修了 に際しては、上記の研修会の受講のみに 限らず、e-Learning や外部の専門研修も 活用されたいこと。

 $7 \sim 10$ (略)

に、医療法第4条の3第1項の規定によ り臨床研究中核病院と称することにつ いての承認を受けようとする者であっ て、平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第9条の25第1項第4 号イに規定する措置(専従の医師、薬剤 師及び看護師の配置に係るものに限 る。)を講ずることができないことがや むを得ない事情があるものに対する医 療法施行規則第6条の5の2第2項に 規定される書類の提出については、当該 措置を講ずるための計画を厚生労働大 臣に提出した場合に限り、同項第8号に 掲げる書類のうち、専従の医師、薬剤師 及び看護師の配置を証する書類の提出 は、平成28年改正省令附則第5条第2 項各号に掲げる措置の状況を証する書 類をもって代えることができる。計画の 作成様式は、様式第8-2のとおりであ ること。

第3 承認後の変更手続 (略)第4 業務報告書1~3 (略)

4 平成 28 年改正省令の施行の際現に医療法第4条の3第1項の規定による承認を受けている臨床研究中核病院の管理者であって平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の25第1項第4号イに規定する措置(専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。)を講ずることができないことがやむを得ない事情があるものについては、当該措置を講ずるための計画を提出した場合に限り、平成30年3月31日までの間(当該計画に基づき当該措置を講することとなった場合には、措置を講じたときまでの間)は、同号イの規定(専

第3 承認後の変更手続 (略)第4 業務報告書1~3 (略)(新設)

従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係る部分に限る。)は適用しないこと。この場合において、同号イに規定する医療安全管理部門に、専従の医師、薬剤師及び看護師を配置するよう努めるとともに専任の医療に係る安全管理を行う者を配置すること。なお、その際の作成様式は、様式第8-2のとおりであること。専任の医療に係る安全管理を行う者は、次に掲げる基準を満たす必要があること。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師又は看護 師のうちのいずれかの資格を有して いること。
- (2) <u>医療安全に関する必要な知識を有</u>していること。
- (3) <u>当該病院の医療安全管理部門に所</u> 属していること。
- (4) <u>当該病院の医療安全管理委員会の</u> 構成員に含まれていること。
- (5) 医療安全対策の推進に関する業務 に専ら従事していること。

なお、平成28年改正省令附則第5条第1項及び第2項の規定の適用を受ける臨床研究中核病院の開設者又は管理者は、適用を受ける間については、同条第2項各号に掲げる措置の状況についても、業務報告書に記載すること。

5 (略)

第5 管理者の業務

1 • 2 (略)

- $3(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) 安全管理のための体制
 - ア 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第 9 条の 25 第 1 項第 4 号イに規定する「医療安全 管理部門」は、医療安全管理委員

4 (略)

第5 管理者の業務

1 • 2 (略)

- $3(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) 安全管理のための体制
 - ア 新省令第9条の25第4号イに掲 げる「医療に係る安全管理を行う部 門」とは、専任の医療に係る安全管 理を行う者その他必要な職員で構

- 会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院における医療に係る安全管理業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。
- (ア) 「専従」とは、医療安全管理 部門の業務に専ら従事している ことをいうものとし、常勤で雇 用されている職員において、そ の就業時間の8割以上を当該業 務に従事している場合とするこ と。ただし、平成32年3月まで の間については、時限的取扱い として、常勤職員であって、そ の就業時間の5割以上を該当業 務に従事する者を同職種で複数 名 (平成 30 年 3 月 31 日までの 間は、平成28年改正省令附則第 5条第1項に規定する計画を提 出した臨床研究中核病院につい ては、1名で可とすること。)配 置している場合は、当該職種の 専従職員を置いているものとみ なすものであること。
- (イ) 専従の構成員は、臨床研究中 核病院の臨床業務の管理運営上 重要な役割を担っていることを 踏まえ、臨床業務に係る十分な 知識と技能及び当該病院の医療 安全確保を図る上で優れた識 見、意欲を有する者とすると共 に、当該病院は、当該医療安全 業務の専従経験を将来にわたっ て生かせるよう、従事経験を適 正に評価するよう配慮するこ

- 成され、医療に係る安全管理のため の委員会で決定された方針に基づ き、組織横断的に当該病院内の安全 管理を担う部門であって、次に掲げ る業務を行うものであること。
- (ア) 医療に係る安全管理のための 委員会で用いられる資料及び議 事録の作成及び保存、その他医 療に係る安全管理のための委員 会の庶務に関すること。
- (イ) 事故等に関する診療録や看護 記録等への記載が正確かつ十分 になされていることの確認を行 うとともに、必要な指導を行う こと。
- (ウ) 患者や家族への説明など事故 発生時の対応状況について確認 を行うとともに、必要な指導を 行うこと。
- (エ) 事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、必要な指導を行うこと。
- (オ) <u>医療安全に係る連絡調整に関すること。</u>
- (カ) <u>医療安全対策の推進に関する</u> <u>こと。</u>
- イ 新省令第9条の 25 第4号ロ に 掲げる「専任の医療に係る安全管理 を行う者」は、当該病院における医 療に係る安全管理を行う部門の業 務に関する企画立案及び評価、病院 内における医療安全に関する職員 の安全管理に関する意識の向上や 指導等の業務を行うものであり、次 に掲げる基準を満たす必要がある こと。
 - (ア) 医師、歯科医師、薬剤師又は

と。

- (ウ) 構成員は、当該病院の医療安 全管理委員会に出席すること。
- (エ) 歯科診療に関連する医療安全 に係る事案が発生した場合に は、歯科医師が適切に関与でき る体制を確保すること。
- イ 平成 28 年改正省令による改正 後の医療法施行規則第9条の25第 1項第4号イに規定する「医療安 全管理部門」の業務については、 次のことに留意すること。
 - (ア) 平成 28 年改正省令による改 正後の医療法施行規則第 9 条の 25 第 1 項第 4 号イ(1)に掲げる 「医療安全管理委員会に係る事 務」とは、医療安全管理委員会 で用いられる資料及び議事録の 作成及び保存、その他医療安全 管理委員会の庶務に関すること を指すこと。
 - (イ) 平成 28 年改正省令による改 正後の医療法施行規則第9条の 25 第1項第4号イ(2)に規定す る「事故その他の医療安全管理 部門において取り扱うことが必 要なものとして管理者が認める 事象」の基準については、医療 安全管理委員会において検討 し、管理者が定めるものとする こと。

ウ~ケ (略)

(5) ~ (8) (略)

第6 人員配置 (略)

第7 構造設備・記録 (略)

第8 その他 (略)

<u>看護師のうちのいずれかの資格</u> を有していること。

- (イ) 医療安全に関する必要な知識 を有していること。
- (ウ) 当該病院の医療安全に関する 管理を行う部門に所属している こと。
- (エ) 当該病院の医療に係る安全管理のための委員会の構成員に含まれていること。
- (オ)医療安全対策の推進に関する業務を主として担当していること。

ウ~ケ (略)

(5) ~ (8) (略)

第6 人員配置 (略)

第7 構造設備・記録 (略)

第8 その他 (略)

別紙3

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知(抄))

【新旧対照表】

(下線部分は改正・新設部分)

改正後

第2 医療の安全に関する事項

1 医療の安全を確保するための措置について

病院等の管理者は、法第6条の12及び医療法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第110号。以下「平成28年改正省令」という。)による改正後の医療法施行規則第1条の11の規定に基づき、次に掲げる医療の安全管理のための体制を確保しなければならないものであること。

平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第1条の11第1項第 1号に規定する医療に係る安全管理の ための指針 (以下「指針」という。) は、次に掲げる事項を文書化したもの

(1) 医療に係る安全管理のための指針

は、次に掲げる事項を文書化したものであること。また、本指針は、<u>平成</u>28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第1条の11第1項第2号に規定する医療安全管理委員会(以下「医療安全管理委員会」という。)を設ける場合には、医療安全管理委員会

従業者に対して周知徹底を図ること。 ① 当該病院等における安全管理に

において策定及び変更することとし、

改正前

- 第2 医療の安全に関する事項
 - 1 医療の安全を確保するための措置について

病院等の管理者は、法第6条の10及び新省令第1条の11の規定に基づき、次に掲げる医療の安全管理のための体制を確保しなければならないものであること。ただし、新省令第1条の11中、安全管理のための委員会の開催についての規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所及び妊産婦等を入所させるための施設を有しない助産所については適用しないこととするものであること。

(1) 医療に係る安全管理のための指針

新省令第1条の11第1項第1号に規定する医療に係る安全管理のための指針は、次に掲げる事項を文書化したものであること。また、本指針は、同項第2号に規定する医療に係る安全管理のための委員会(以下「安全管理委員会」という。)を設ける場合には、当該委員会において策定及び変更することとし、従業者に対して周知徹底を図ること。

① 当該病院等における安全管理に

関する基本的考え方

- ② <u>医療安全管理委員会</u>(委員会を設ける場合について対象とする。)その他の当該病院等の組織に関する 基本的事項
- ③ <u>従業者に対する</u>医療に係る安全 管理のための研修に関する基本方 針
- ④ (略)
- ⑤ 医療事故等発生時の対応に関する基本方針 (医療安全管理委員会 (患者を入院させるための施設を有しない診療所及び妊産婦等を入所させるための施設を有しない助産所については管理者)に報告すべき事例の範囲、報告手順を含む。)
- ⑥•⑦ (略)
- ⑧ その他医療安全の推進のために 必要な基本方針 (平成 28 年改正省 令による改正後の医療法施行規則 第1条の11第2項第4号に規定す る高難度新規医療技術(以下「高難 度新規医療技術」という。)を用い た医療を提供する場合には、関係学 会から示される「高難度新規医療技 術の導入を検討するに当たっての 基本的な考え方」やガイドライン等 を参考に実施することを含む。な お、関係学会による「高難度新規医 療技術の導入を検討するに当たっての お、関係学会による「高難度新規医 療技術の導入を検討するに当たっ ての基本的な考え方」は別途示すこ ととする。)

(2) 医療安全管理委員会

① 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第1 項第2号に規定する医療安全管理 関する基本的考え方

- ② <u>安全管理委員会</u>(委員会を設ける場合について対象とする。)その他の当該病院等の組織に関する基本的事項
- ③ 医療に係る安全管理のための<u>従業者に対する</u>研修に関する基本方針
- ④ (略)
- ⑤ 医療事故等発生時の対応に関す る基本方針

- 6·7 (略)
- ® その他医療安全の推進のために 必要な基本方針

(2) 医療に係る安全管理のための委員 会

新省令第1条の11第1項第2号 に規定する<u>医療に係る安全管理のた</u> めの委員会とは、当該病院等における 委員会とは、当該病院等における安全管理の体制の確保及び推進のために設けるものであり、各部門の安全管理のための責任者等で構成されるものであること。また、医療安全管理委員会の管理及び運営に関する規程が定められており、医療安全管理委員会が月1回程度開催されるとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催されること。

② 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 2 号に規定するその他の医療 に係る安全管理のための業務には、 重要な検討内容について、患者への 対応状況を含め管理者へ報告する ことを含むものであること。 (削除)

(削除)

(削除)

(削除)

- ③ 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の 11 第1 項第2号の医療安全管理委員会に ついての規定は、患者を入院させる ための施設を有しない診療所及び 妊産婦等を入所させるための施設 を有しない助産所については適用 しないこと。
- ④ 平成28年改正省令による改正後

安全管理の体制の確保及び推進のために設けるものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。

- ① 安全管理委員会の管理及び運営 に関する規程が定められていること。
- ② 重要な検討内容について、患者への対応状況を含め管理者へ報告すること。
- ③ 重大な問題が発生した場合は、速 やかに発生の原因を分析し、改善策 の立案及び実施並びに従業者への 周知を図ること。
- ④ 安全管理委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。
- <u>5</u> 月 1 回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。
- ⑥ 各部門の安全管理のための責任 者等で構成されること。 (新設)

の医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 2 号イに規定する原因の究明 のための調査及び分析は、客観的な 事実から構造的な原因を分析する ものであり、個人の責任追及を行う ものではないことに留意すること。

- ⑤ 平成 28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 2 号口に規定する医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の立案及び実施並びに従業者への周知とは、当該病院等の組織としての改善のための方策を企画立案及び実施し、当該病院等においてこれらの情報を共有するものであること。また、改善のための方策については、背景要因及び根本原因を分析し検討された効果的な再発防止策等を含むものであること。
- ⑥ 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 2 号ハに規定する改善のため の方策の実施の状況の調査及び必 要に応じた当該方策の見直しとは、 同様の事故等の発生状況の確認や、 医療安全管理委員会の構成員が定 期的に関係部署の巡回を行うなど をして調査を行い、必要に応じて医 療安全の知見に基づいた見直しを 行うものであること。
- (3) 医療に係る安全管理のための職員 研修

平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 3 号に規定する医療に係る安全管理の ための職員研修では、当該病院等の具 体的な事例等を取り上げ、職種横断的 (新設)

(新設)

(3) 医療に係る安全管理のための職員 研修

新省令第1条の11第1項第3号に 規定する医療に係る安全管理のため の職員研修は、医療に係る安全管理の ための基本的考え方及び具体的方策 について、当該研修を実施する病院等 <u>に行うものであることが望ましいも</u> のであること。

本研修は、当該病院等全体に共通す る安全管理に関する内容について、当 該研修を実施する病院等の従業者に 周知徹底を行うものであり、年2回程 度定期的に開催するほか、必要に応じ て開催すること。また、研修の実施内 容(開催又は受講日時、出席者、研修 項目)について記録すること。ただし、 研修については、患者を入所させるた めの施設を有しない診療所及び妊産 婦等を入所させるための施設を有し ない助産所については、当該病院等以 外での研修を受講することでも代用 できるものとし、年2回程度の受講の ほか、必要に応じて受講することとす ること。

(4) 当該病院等における事故報告等の 医療に係る安全の確保を目的とした 改善のための方策

平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第1条の11第1項第4号に規定する当該病院等における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に係る措置は、以下の①から④までに掲げるものを含むこと。また、例えば、従業者が管理者1名しかいない場合については、医療安全管理委員会の開催、 の従業者に周知徹底を行うことで、 個々の従業者の安全に対する意識、安 全に業務を遂行するための技能やチ ームの一員としての意識の向上等を 図るためのものであること。

研修では、当該病院等の具体的な事例等を取り上げ、職種横断的に行うものであることが望ましいものであること。

本研修は、当該病院等全体に共通する安全管理に関する内容について、年2回程度定期的に開催するほか、必要に応じて開催すること。また、研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修項目)について記録すること。ただし、研修については、患者を入所させるための施設を有しない診療所及び妊婦等を入所させるための施設を有しない助産所については、当該病院等以外での研修を受講することで受講することのとし、年2回程度の受講のほか、必要に応じて受講すること。

(4) 当該病院等における事故報告等の 医療に係る安全の確保を目的とした 改善のための方策

新省令第1条の11第1項第4号に 規定する当該病院等における事故報 告等の医療に係る安全の確保を目的 とした改善のための方策に係る措置 は、以下のようなものとすること。 管理者への報告等については、実施しなくても差し支えないものであること。

- ① 当該病院等において発生した事故等の医療安全管理委員会への報告等を行うこと(患者を入所させるための施設を有しない診療所及び妊産婦等を入所させるための施設を有さない助産所については、管理者へ報告すること。)。なお、特定機能病院又は臨床研究中核病院については、平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の23第1項第6号又は第9条の25第4号イに規定する「医療安全管理部門」への報告でも差し支えないものであること。
- ② あらかじめ<u>指針で</u>定められた<u>報告すべき事例の範囲、報告手順等</u>に関する規定に従い事例を収集、分析すること。これにより、当該病院等における問題点を把握して、当該病院等の組織としての改善策の企画立案及びその実施状況を評価し、当該病院等においてこれらの情報を共有すること。
- ③ 重大な事故の発生時には、速やかに管理者へ報告すること。また、改善策については、背景要因及び根本原因を分析し検討された効果的な再発防止策等を含むものであること。
- ④ 事故の報告は診療録、看護記録等に基づき作成すること。

① 当該病院等において発生した事故の安全管理委員会への報告等を行うこと(患者を入所させるための施設を有しない診療所及び妊婦等を入所させるための施設を有さない助産所については、管理者へ報告することとすること。)

- ② あらかじめ定められた<u>手順、事故</u> 収集の範囲等に関する規定に従い事例を収集、分析すること。これにより当該病院等における問題点を把握して、当該病院等の組織としての改善策の企画立案及びその実施状況を評価し、当該病院等においてこれらの情報を共有すること。
- ③ 重大な事故の発生時には、速やかに管理者へ報告すること。また、改善策については、背景要因及び根本原因を分析し検討された効果的な再発防止策等を含むものであること。

なお、事故の報告は診療録、看護記録等に基づき作成すること。

また、例えば、助産所に、従業者が 管理者 1 名しかいない場合などにつ いては、安全管理委員会の開催、管理 者への報告等については、実施しなく

ても差し支えないものであること。

- 2 医療施設における院内感染の防止について
 - (1) 病院等における院内感染対策について

病院等の管理者は、法第6条の 12 及び平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 1 号の規定に基づき、次に掲げる 院内感染対策のための体制を確保し なければならない。ただし、平成 28 年改正省令による改正後の医療法施 行規則第 1 条の 11 第 2 項第 1 号ロ の院内感染対策のための委員会(以下 「院内感染対策委員会」という。) 開催についての規定は、患者を入院さ せるための施設を有しない診療所及 び妊産婦等を入所させるための施設 を有しない助産所の管理者について は適用しないこととすること。

なお、次に示す院内感染対策に係る 措置については、平成 28 年改正省令 による改正後の医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項に規定する医療の安 全を確保するための措置と一体的に 実施しても差し支えないこととする こと。

① 院内感染対策のための指針

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第2 項第1号イに規定する院内感染対 策のための指針は、次に掲げる事項 を文書化したものであること。ま た、この指針は、平成 28 年改正省 令による改正後の医療法施行規則 第1条の11第2項第1号口に規 定する院内感染対策委員会の議を

- 2 医療施設における院内感染の防止について
 - (1) 病院等における院内感染対策について

病院等の管理者は、法第6条の10 (現第6条の12)及び新省令第1条 の11第2項第1号の規定に基づき、 次に掲げる院内感染対策のための体 制を確保しなければならない。ただ し、新省令第1条の11第2項第1号 口の院内感染対策のための委員会の 開催についての規定は、患者を入院さ せるための施設を有しない診療所及 び妊婦等を入所させるための施設を 有しない助産所の管理者については 適用しないこととすること。

なお、次に示す院内感染対策に係る 措置については、<u>新省令</u>第1条の11 第1項に規定する医療の安全を確保 するための措置と一体的に実施して も差し支えないこととすること。

① 院内感染対策のための指針

新省令第1条の11第2項第1号イに規定する院内感染対策のための指針は、次に掲げる事項を文書化したものであること。また、この指針は、新省令第1条の11第2項第1号口に規定する院内感染対策のための委員会(以下「院内感染対策委員会」という。)の議を経て策定及び変更するものであることと

経て策定及び変更するものであることとし、当該指針は従業者へ周知徹底すること。ただし、患者を入院させるための施設を有しない診療所及び<u>妊産婦等</u>を入所させるための施設を有しない助産所においては、院内感染対策委員会の議を経ることを要しないこととすること。ア〜キ (略)

② 院内感染対策委員会

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第2 項第1号口に規定する院内感染対 策委員会とは、当該病院等における 院内感染対策の推進のために設け るものであり、次に掲げる基準を満 たす必要があること。

ア~カ (略)

③ 従業者に対する院内感染対策のための研修

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第2 項第1号ハに規定する従業者に対 する院内感染対策のための研修は、 院内感染対策のための基本的考え 方及び具体的方策について、当該研修を実施する病院等の従業者に周 知徹底を行うことで、個々の従業者 の院内感染に対する意識を高め、業 務を遂行する上での技能やチーム の一員としての意識の向上等を図 るものであること。

当該病院等の実情に即した内容で、職種横断的な参加の下に行われるものであること。

本研修は、病院等全体に共通する 院内感染に関する内容について、年 2回程度定期的に開催するほか、必 し、当該指針は従業者へ周知徹底すること。ただし、患者を入院させるための施設を有しない診療所及び 妊婦等を入所させるための施設を有しない助産所においては、院内感染対策委員会の議を経ることを要しないこととすること。

ア~キ (略)

 ② 院内感染対策のための委員会 新省令第1条の11第2項第1 号口に規定する院内感染対策のた めの委員会とは、当該病院等における院内感染対策の推進のために設

けるものであり、次に掲げる基準を 満たす必要があること。

ア~カ (略)

③ 従業者に対する院内感染対策のための研修

新省令第1条の11第2項第1 号ハに規定する従業者に対する院 内感染対策のための研修は、院内感 染対策のための基本的考え方及び 具体的方策について、当該研修を実 施する病院等の従業者に周知徹底 を行うことで、個々の従業者の院内 感染に対する意識を高め、業務を遂 行する上での技能やチームの一員 としての意識の向上等を図るもの であること。

当該病院等の実情に即した内容で、職種横断的な参加の下に行われるものであること。

本研修は、病院等全体に共通する 院内感染に関する内容について、年 2回程度定期的に開催するほか、必 要に応じて開催すること。また、研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修項目)について記録すること。ただし、研修については、患者を入所させるための施設を有しない診療所及び妊産婦等といては、当該病院等以外であることでも代用できることでものとし、年2回程度の受講のおい、必要に応じて受講することとすること。

④ 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1 条の11 第2 項第 1 号ニに規定する当該病院等 における感染症の発生状況の報告 その他の院内感染対策の推進を目 的とした改善のための方策は、院内 感染の発生状況を把握するため、当 該病院等における感染症の発生動 向の情報を共有することで、院内感 染の発生の予防及びまん延の防止 を図るものであること。

また、重大な院内感染等が発生し、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、又は発生したことが疑われる場合には、地域の専門家等に相談が行われる体制を確保することが望ましいものであること。

さらに、「院内感染対策のための指針」に即した院内感染対策マニュアルを整備する等、その他の院内感染対策の推進のために必要な改善策を図るとともに、それらを定期的

要に応じて開催すること。また、研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修項目)について記録すること。ただし、研修については、患者を入所させるための施設を有しない動産が上るための施設を有しない助産所については、当該病院等以外でのもないでは、当該病院等以外でのもものとし、年2回程度の受講のること。

④ 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策

新省令第1条の11第2項第1 号ニに規定する当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策は、院内感染の発生状況を把握するため、当該病院等における感染症の発生動向の情報を共有することで、院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図るものであること。

また、重大な院内感染等が発生し、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、又は発生したことが疑われる場合には、地域の専門家等に相談が行われる体制を確保することが望ましいものであること。

さらに、「院内感染対策のための 指針」に即した院内感染対策マニュ アルを整備する等、その他の院内感 染対策の推進のために必要な改善 策を図るとともに、それらを定期的 に見直すことが望ましいものであること。

(2) 特定機能病院における院内感染対策について

特定機能病院における院内感染対策については、引き続き医療の安全を確保するための体制の整備と一体的に実施しても差し支えないが、平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の23第1項第2号に規定する専任の院内感染対策を行う者を配置するものとすること。

3 医薬品の安全管理体制について

病院等の管理者は、法第6条の12及 び平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第1条の11第2項第2号 の規定に基づき、医薬品の使用に際して次に掲げる体制を確保し、医薬品に係る安全管理のための体制を確保しなければならないものであること。 に見直すことが望ましいものであること。

(2) 特定機能病院における院内感染対策について

特定機能病院における院内感染対策については、従前より医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第9条の23第1項第1号イからハに規定する体制の一環として実施されてきたところであるが、今般、新省令第1条の11において安全管理のための措置に院内感染対策のための措置が含まれることが明確化されたことを踏まえ、今後も引き続き院内感染対策のための体制の充実強化に取り組んでいただきたい。

なお、省令第9条の23第1項第1 号口及びハに規定する安全管理の体制については、新省令第1条の11に おける安全管理の措置と同様に、院内 感染対策に関するものを含むもので あり、医療の安全を確保するための体制の整備と一体的に実施しても差し 支えないが、イについては引き続き専 任の院内感染対策を行う者を配置す るものとすること。

3 医薬品の安全管理体制について 病院等の管理者は、<u>法第6条の10及</u> び新省令第1条の11第2項第2号の規 定に基づき、医薬品の使用に際して次に 掲げる体制を確保し、医薬品に係る安全 管理のための体制を確保しなければな

らないものであること。

(1) 医薬品の安全使用のための責任者 病院等の管理者は、平成28年改正 省令による改正後の医療法施行規則 第1条の11第2項第2号に規定する 医薬品安全管理責任者 (以下「医薬品 安全管理責任者」という。)を配置す ること。ただし、病院においては管理 者との兼務は不可とすること。

医薬品安全管理責任者は、医薬品に 関する十分な知識を有する常勤職員 であり、医師、歯科医師、薬剤師、助 産師(助産所の場合に限る。)、看護師 又は歯科衛生士(主として歯科医業を 行う診療所に限る。)のいずれかの資 格を有していること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(2) 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第2項 第2号イに規定する、従業者に対する (1) 医薬品の安全使用のための責任者 病院等の管理者は、<u>新省令第 1 条</u> <u>の 11 第 2 項第 2 号イに規定する医薬品の安全使用のための責任者</u>(以下「医薬品安全管理責任者」という。) を配置すること。ただし、病院においては管理者との兼務は不可とすること。

医薬品安全管理責任者は、医薬品に 関する十分な知識を有する常勤職員 であり、医師、歯科医師、薬剤師、助 産師(助産所の場合に限る。)、看護師 又は歯科衛生士(主として歯科医業を 行う診療所に限る。)のいずれかの資 格を有していること。

医薬品安全管理責任者は、病院等の管理者の指示の下に、次に掲げる業務を行うものとすること。なお、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所においては、安全管理委員会との連携の下、実施体制を確保すること。

- ① <u>医薬品の安全使用のための業務</u> <u>に関する手順書の作成</u>
- ② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
- ③ <u>医薬品の業務手順書に基づく業</u> <u>務の実施</u>
- ④ 医薬品の安全使用のために必要 となる情報の収集その他の医薬品 の安全確保を目的とした改善のた めの方策の実施
- (2) 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修

新省令第1条の11 第2項第2号ロ に規定する、従業者に対する医薬品の 安全使用のための研修の内容につい 医薬品の安全使用のための研修の内容については、具体的には次に掲げる事項が考えられる。また、研修の実施については必要に応じて行うこととし、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこととすること。

① \sim ③ (略)

(3) 医薬品の安全使用のための業務に 関する手順書

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第2項 第2号口に規定する医薬品の安全使 用のための業務に関する手順書(以下 「医薬品業務手順書」という。)につ いては、医薬品の取扱いに係る業務の 手順を文書化したものであること。

病院及び患者を入院させるための 施設を有する診療所における医薬品 業務手順書の作成又は変更は、安全管 理委員会において協議した上で行う こと。

医薬品業務手順書には、病院等の規模や特徴に応じて、次に掲げる事項を含むものであること。

① 病院等で用いる医薬品の採用・購入に関する事項 (平成 28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第1条の11第2項第4号に規定する未承認新規医薬品等(以下「未承認新規医薬品等」という。)を採用・購入するにあたっては、当該未承認新規医薬品等の使用の妥当性について、関係学会のガイドライン等の科学的知見を確認するとともに、関係学会のガイドライン等に記載がなく、科学的根拠が確立していない

ては、具体的には次に掲げる事項が考えられる。また、研修の実施については必要に応じて行うこととし、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこととすること。

① \sim ③ (略)

(3) 医薬品の安全使用のための業務に 関する手順書

新省令第1条の11第2項第2号ハ に規定する医薬品の安全使用のため の業務に関する手順書(以下「医薬品 業務手順書」という。)については、 医薬品の取扱いに係る業務の手順を 文書化したものであること。

病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所における医薬品業務手順書の作成又は変更は、安全管理委員会において協議した上で行うこと。

医薬品業務手順書には、病院等の規模や特徴に応じて、次に掲げる事項を含むものであること。

① 病院等で用いる医薬品の採用・購入に関する事項

未承認新規医薬品等の使用に当たっては、その有効性・安全性の検証を十分に行うことを含む。)

② 医薬品の管理に関する事項(例= 医薬品の保管場所、医薬品、医療機 器等の品質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律(昭和 35 年法律 第 145 号。以下「医薬品医療機器等 法」という。) などの法令で適切な 管理が求められている医薬品(麻 薬・向精神薬、覚せい剤原料、毒薬・ 劇薬、特定生物由来製品等)の管理 方法)

③ \sim ⑥ (略)

医薬品業務手順書は、作成後も必要 に応じて見直しを行う必要があるこ と。

なお、病院等において医薬品業務手順書を策定する上で、別途通知する「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル」(平成19年3月30日付け医政総発第0330001号、医薬総発第0330002号)を参照のこと。

(4) 医薬品業務手順書に基づく業務

平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 2 号口に規定する当該手順書に基づく 業務の実施(従業者による当該業務の 実施の徹底のための措置を含む。) に ついては、医薬品安全管理責任者に、 従業者の業務が医薬品業務手順書に 基づき行われているか定期的に確認 させ、確認内容を記録させること。 な お、従業者による当該業務の実施の徹 底のための措置とは、例えば、処方か ら投薬までの一連の業務手順につい て、職員間で相互に確認を行うことが ② 医薬品の管理に関する事項(例= 医薬品の保管場所、<u>薬事法(昭和35</u> <u>年法律第145 号)</u>などの法令で適切 な管理が求められている医薬品(麻 薬・向精神薬、覚せい剤原料、毒薬・ 劇薬、特定生物由来製品等)の管理 方法)

③~~6) (略)

医薬品業務手順書は、作成後も必要 に応じて見直しを行う必要があるこ と。

なお、病院等において医薬品業務手順書を策定する上で、別途通知する「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル」(平成19年3月30日付け医政総発第0330001号、薬食総発第0330002号)を参照のこと。

(4) 医薬品業務手順書に基づく業務

新省令第1条の11第2項第2号 小に規定する当該手順書に基づく業務の実施については、医薬品安全管理 責任者に対して、従業者の業務が医薬 品業務手順書に基づき行われている か定期的に確認させ、確認内容を記録 させること。

考えられること。

(5) 医薬品の安全使用のために必要となる未承認等の医薬品の使用の情報 その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策

平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第1条の11第2項第 2号ハに規定する未承認等の医薬品の 使用(未承認医薬品の使用、適応外使 用、禁忌での使用)の情報その他の情 報の収集その他の医薬品の安全使用 を目的とした改善のための方策の実 施については、医薬品安全管理責任者 に対して、当該医療機関における未承 認等の医薬品の使用のための処方状 況や採用されている医薬品全般の医 薬品の添付文書の情報のほか、医薬品 製造販売業者、行政機関、学術誌等か らの情報を広く収集し、管理させると ともに、得られた情報のうち必要なも のは当該情報に係る医薬品を取り扱 う従業者に迅速かつ確実に周知徹底 を図らせること。

また、情報の収集等に当たっては、 医薬品医療機器等法において、①製造 販売業者等が行う医薬品の適正な使 用のために必要な情報の収集に対し て病院等が協力するよう努める必要 があること等(医薬品医療機器等法第 68条の2第2項及び第3項)、②病院 若しくは診療所の開設者又は医師、歯 科医師、薬剤師その他の医薬関係者 は、医薬品について、当該品目の副作 用等の発生を知った場合において、保 健衛生上の危害の発生又は拡大を防 止するため必要があると認めるとき (5) 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策

新省令第1条の11第2項第2号 二に規定する医薬品の安全使用のた めに必要となる情報の収集その他の 医薬品の安全使用を目的とした改善 のための方策の実施については、医薬 品安全管理責任者に対して、医薬品の 添付文書の情報のほか、医薬品製造販 売業者、行政機関、学術誌等からの情報を広く収集し、管理させるととも に、得られた情報のうち必要なものは 当該情報に係る医薬品を取り扱う従 業者に迅速かつ確実に周知徹底を図 らせること。

また、情報の収集等に当たっては、 薬事法において、①製造販売業者等が 行う医薬品の適正な使用のために必要な情報の収集に対して病院等が協力するよう努める必要があること等 (薬事法第77条の3第2項及び第3 項)、②病院若しくは診療所の開設者 又は医師、歯科医師、薬剤師その他の 医薬関係者は、医薬品について、当該 品目の副作用等の発生を知った場合 において、保健衛生上の危害の発生又 は拡大を防止するため必要があると 認めるときは、厚生労働大臣に対して は、厚生労働大臣に対して副作用等を報告することが義務付けられていること(医薬品医療機器等法第 68 条の10の第2項)に留意する必要があること。

(6) 平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 2 号イからハまでに掲げる措置の実施 に当たっては、病院及び患者を入院さ せるための施設を有する診療所にお いては、医療安全管理委員会との連携 の下、実施体制を確保すること。

4 医療機器の保守点検・安全使用に関す る体制について

病院等の管理者は、法第6条の12及び 平成28年改正省令による改正後の医療 法施行規則第1条の11第2項第3号の 規定に基づき、医療機器に係る安全管理 のための体制を確保しなければならな いものであること。

なお、当該医療機器には病院等において医学管理を行っている患者の自宅その他病院等以外の場所で使用される医療機器も含まれる。

(1) 医療機器の安全使用のための責任者

病院等の管理者は、平成 28 年改正 省令による改正後の医療法施行規則 第1条の11第2項第3号に規定する 医療機器安全管理責任者(以下「医療 機器安全管理責任者」という。)を配 置すること。ただし、病院においては 管理者との兼務は不可とすること。

医療機器安全管理責任者は、医療機 器に関する十分な知識を有する常勤 副作用等を報告することが義務付けられていること(<u>薬事法第77条の4</u>の2第2項)に留意する必要があること。

(新設)

4 医療機器の保守点検・安全使用に関する体制について

病院等の管理者は、<u>法第6条の10及び新省令</u>第1条の11第2項第3号の規定に基づき、医療機器に係る安全管理のための体制を確保しなければならないものであること。

なお、当該医療機器には病院等において医学管理を行っている患者の自宅その他病院等以外の場所で使用される医療機器も含まれる。

(1) 医療機器の安全使用のための責任者

病院等の管理者は、<u>新省令第1条の</u>11 第 2 項第 3 号イに規定する医療機器の安全使用のための責任者(以下「医療機器安全管理責任者」という。)を配置すること。ただし、病院においては管理者との兼務は不可とすること。

医療機器安全管理責任者は、医療機 器に関する十分な知識を有する常勤 職員であり、医師、歯科医師、薬剤師、 助産師(助産所の場合に限る。)、看護師、歯科衛生士(主として歯科医業を 行う診療所に限る。)、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士の いずれかの資格を有していること。 (削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(2) 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修

医療機器安全管理責任者は、<u>平成</u>28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第1条の11第2項第3号イの規定に基づき、以下に掲げる従業者に対する医療機器の安全使用のための研修を行うこと。

①•② (略)

(3) 医療機器の保守点検に関する計画 の策定及び保守点検

医療機器安全管理責任者は<u>平成 28</u> 年改正省令による改正後の医療法施 行規則第1条の11第2項第3号ロに 職員であり、医師、歯科医師、薬剤師、助産師(助産所の場合に限る。)、看護師、歯科衛生士(主として歯科医業を行う診療所に限る。)、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士のいずれかの資格を有していること。

医療機器安全管理責任者は、病院等の管理者の指示の下に、次に掲げる業務を行うものとすること。なお、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所においては、安全管理委員会との連携の下、実施体制を確保すること。

- ① 従業者に対する医療機器の安全 使用のための研修の実施
- ② <u>医療機器の保守点検に関する計</u> 画の策定及び保守点検の適切な実 施
- ③ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施
- (2) 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修

医療機器安全管理責任者は、<u>新省令第1条の11第2項第3号ロ</u>の規定に基づき、以下に掲げる従業者に対する医療機器の安全使用のための研修を行うこと。

①·② (略)

(3) 医療機器の保守点検に関する計画 の策定及び保守点検

医療機器安全管理責任者は<u>新省令第1条の11第2項第3号ハ</u>に定めるところにより、医療機器の特性等にか

定めるところにより、医療機器の特性 等にかんがみ、保守点検が必要と考え られる医療機器については保守点検 計画の策定等を行うこと。

① 保守点検計画の策定

ア保守点検に関する計画の策定に 当たっては、医薬品医療機器等法 の規定に基づき添付文書に記載 されている保守点検に関する事 項を参照すること。また、必要に 応じて当該医療機器の製造販売 業者に対して情報提供を求める こと。

イ (略)

② 保守点検の適切な実施

平成 28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 3 号口に規定する保守点検の適切な実施(従業者による当該保守点検の適切な実施の徹底のための措置を含む。) については、医療機器安全管理責任者に、下記のアからウに掲げる事項を行わせること。なお、従業者による当該保守点検の適切な実施の徹底のための措置とは、例えば、医療機器の保守点検の一連の手順について、職員間で相互に確認を行うことが考えられる。

ア~ウ (略)

(4) 医療機器の安全使用のために必要 となる情報の収集その他の医療機器 の安全使用を目的とした改善のため の方策

平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 3 号ハに規定する未承認等の医療機器 の使用(未承認・未認証・未届の医療 んがみ、保守点検が必要と考えられる 医療機器については保守点検計画の 策定等を行うこと。

① 保守点検計画の策定

ア保守点検に関する計画の策定に 当たっては、<u>薬事法</u>の規定に基づ き添付文書に記載されている保 守点検に関する事項を参照する こと。また、必要に応じて当該医 療機器の製造販売業者に対して 情報提供を求めること。

イ (略)

② 保守点検の適切な実施

ア~ウ (略)

(4) 医療機器の安全使用のために必要 となる情報の収集その他の医療機器 の安全使用を目的とした改善のため の方策

新省令第1条の11第2項第3号二 に規定する医療機器の安全使用のた めに必要となる情報の収集その他の 医療機器の安全確保を目的とした改 機器の使用、適応外使用、禁忌・禁止 での使用)の情報その他の情報の収集 その他の医療機器の安全使用を目的 とした改善のための方策の実施につ いては、次の要件を満たすものとす る。

① \sim ③ (略)

また、情報の収集等に当たっては、 医薬品医療機器等法において、①製造 販売業者等が行う医療機器の適正な 使用のために必要な情報の収集に対 して病院等が協力するよう努める必 要があること等(医薬品医療機器等法 第68条の2第2項及び第3項)、⑪病 院若しくは診療所の開設者又は医師、 歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者 は、医療機器について、当該品目の副 作用等の発生を知った場合において、 保健衛生上の危害の発生又は拡大を 防止するため必要があると認めると きは、厚生労働大臣に対して副作用等 を報告することが義務付けられてい ること(医薬品医療機器等法第 68 条 の10の第2項)に留意する必要がある ことに加え、当該医療機関で事前に使 用したことのない未承認・未認証の高 度管理医療機器を採用・購入するに当 たっては、当該医療機器の使用の妥当 性について、関係学会のガイドライン 等の科学的知見を確認するとともに、 関係学会のガイドライン等に記載が なく、科学的根拠が確立していない未 承認・未認証の高度管理医療機器の使 用に当たっては、その有効性・安全性 の検証を十分に行うこと。

(5) 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第2項 善のための方策の実施については、次 の要件を満たすものとする。

① \sim ③ (略)

また、情報の収集等に当たっては、 薬事法において、①製造販売業者等が 行う医療機器の適正な使用のために 必要な情報の収集に対して病院等が 協力するよう努める必要があること 等(薬事法第77条の3第2項及び第3 項)、②病院若しくは診療所の開設者 又は医師、歯科医師、薬剤師その他の 医薬関係者は、医療機器について、当 該品目の副作用等の発生を知った場 合において、保健衛生上の危害の発生 又は拡大を防止するため必要がある と認めるときは、厚生労働大臣に対し て副作用等を報告することが義務付 けられていること(薬事法第77条の4 の2第2項)に留意する必要があるこ と。

第3号イからハまでに掲げる措置の 実施に当たっては、病院及び患者を 入院させるための施設を有する診療 所においては、医療安全管理委員会 との連携の下、実施体制を確保する こと。

5 高難度新規医療技術又は未承認新規 医薬品等を用いた医療の提供について 平成 28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第1条の11第2項第4号 の高難度新規医療技術及び未承認新規 医薬品等を用いた医療を提供するに当 たって講ずるよう努めるべき措置に関する規定は、特定機能病院以外の病院に 限り適用すること。

また、この措置については、高難度新規医療技術又は未承認新規医薬品等を用いた医療の提供を行うことにより、患者への重大な影響が想定されることから、平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の23第1項第7号又は第8号を参考にし、各病院の実情を踏まえた上で、可能な限りの対応が行われるよう努めること。

なお、特定機能病院において、高難度 新規医療技術又は未承認新規医薬品等 による医療を提供する際は、平成 28 年 改正省令による改正後の医療法施行規 則第9条の23第1項第7号又は第8号 の規定に基づくものであること。

医療法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

◎ 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)(抄)

を安全に行うための技能の向上等を目的として、医療に係る安全管他の従業者と相互に連携して業務を行うことについての認識、業務三 医療に係る安全管理のため、従業者の医療の安全に関する意識、言うない。		原因の究明のための調査及び分析いて取り扱うことが適当な問題が発生した場合における速やかいを取り扱うことが適当な問題が発生した場合における速やか当該病院等において重大な問題その他医療安全管理委員会に	理のための業務を行わせること。	一 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。 所及び入所施設を有する助産所に限る。)。 第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療	に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(ただし、第一条の十一 病院等の管理者は、法第六条の十二の規定に基づき、次	改正案
三 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。	(新設)	(新設)	二 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。	一 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。 所及び入所施設を有する助産所に限る。)。 第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療	に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(ただし、第一条の十一 病院等の管理者は、法第六条の十二の規定に基づき、次	現

施すること。理のための基本的な事項及び具体的な方策についての職員研修を実

した改善のための方策を講ずること。 四 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的と

に掲げる措置を講じなければならない (ただし、第四号については、2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次

特定機能病院以外の病院に限る。

有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)の(ただし、ロについては、病院、患者を入院させるための施設を一一院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるも

イ 院内感染対策のための指針の策定

ロ 院内感染対策のための委員会の開催

ハ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施

対策の推進を目的とした改善のための方策の実施ニー当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染

項第三号において「安全使用」という。)のための責任者(以下「薬品の使用に係る安全な管理(以下この条及び第九条の二十三第一医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医

わせること。 医薬品安全管理責任者」という。) を配置し、次に掲げる事項を行

(削る)

手順書に基づく業務の実施(従業者による当該業務の実施の徹底口 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該イ 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施

ための措置を含む。

した改善のための方策を講ずること。 四 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的と

に掲げる措置を講じなければならない。 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次

2

有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)の(ただし、ロについては、病院、患者を入院させるための施設を院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるも

イ 院内感染対策のための指針の策定

ロ 院内感染対策のための委員会の開催

ハ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施

対策の推進を目的とした改善のための方策の実施ニー当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染

掲げるもの 医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として次に

用」という。)のための責任者の配置 医薬品の使用に係る安全な管理(以下この条において「安全使

従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施

口

手順書に基づく業務の実施へ、医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該

報 の収集その他 医薬品 下 「未承認等 の安全使用のために必要となる次に掲げる医薬品 の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方 の医薬品の使用」 という。 \mathcal{O} 情 報その他 の使用 の情

(1) 策の実施 認を受けていないものの使用 つて、 機器等法」 する法律 |薬品、 同項又は医薬品医療機器等法第十九条の一 (昭和三十五年法律第百四十五号。 という。 医療機器: 等 第十四句 の品 質 条第 有効性 項に規定する医薬品 及び 安全 以下 性 第 \mathcal{O} 「医薬品医療 確保等に関 項の であ 承

(2) 薬品 更の 場合に限り、 等法第十九条の一 \mathcal{O} この(2)において 承認 医薬品医療機器等法第十四条第 品の使用 承認を含む。 (医薬品医療機器等法第十四条第九項 (当該承認に係る用法、 (3)に該当する場合を除く。 「用法等」という。 一第五項において準用する場合を含む。 以下この(2)において同じ。)と異なる用法等で用 用量、 項又は第十九 効能又は効果 (医薬品 を受けて 条の二 医療機器 第 いる医 (以 下 \mathcal{O} 変 項

(3) 禁忌に該当する医薬品の使用

医 者」という。 医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、 療機器の安全使用 を配置し、 のため 次に掲げる事項を行わせること。 の責任者 以下 医 療機器安全管理責任

イ 口 実施 置を含む。 従業者に対する医療機器の安全使用のための 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の (従業者による当該保守 点検 0 適切な実施 研修の実施 0 徹 底 \mathcal{O} ため 適切 \mathcal{O} 措 な

> = 品 0 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その 安全使用を目的とした改善のための方策の実施

他 0 医薬

に掲げるもの 医療機器に係る安全管理の のための 体制 の確保に係る措置として次

 \equiv

医療機器の安全使用のための責任者の 記置

ハロイ 実 施 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の 実施 な

- (1) 医薬品医療機器等法第二条第的とした改善のための方策の実施 医薬品 届出が行われていないものの使用 第二十三条の二の二十三第 二十三条の二の十七第一項の承認若しくは医薬品 て 医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器 医薬品医療機器等法第二十三条の二の 医療機器等法第二十三条の一 項の認証を受けて $\frac{-}{\mathcal{O}}$ 十二第 五第 項の規定による いな 項若しくは第 医療機器等法 いも の又は であ
- (2) 場合に限り、 (2)において同じ。 る届出 を含む。 七第五項において準用する場合を含む。 条の二の五第十一項 おいて「使用方法等」という。)と異なる使用方法等で用いる は医薬品医療機器等法第二十三条の二の十二第 十三条の二の十七第一 一十三条の二の二十三第 認証 以 医薬品医療機器等法第二十三条の二の 下この(2)において同じ。 又は届出に係る使用方法、 (同条第二項の規定による変更の届出を含む。 以下この(2)において同じ。 (3)に該当する場合を除く。 が行われている医療機器の (医薬品医療機器等法第二十三条の二の十 項の 一項の認証 承認 若しくは医薬品医療機器等法第 (医薬品医療機器等法第二十三 効果又は性能 (同条第六項の変更の認証 を受けている医療機器又 五第 の変更の承認を含む 使用 項若しくは第二 (以下この(2)に 項の規定によ (当該承認 以下この

(3) 禁忌又は禁止に該当する医療機器の使用

その他の重大な影響が想定されるものをいう。以下同じ。)又は未軽微な術式の変更等を除く。)であつてその実施により患者の死亡四 高難度新規医療技術(当該病院で実施したことのない医療技術(

療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他

の医

=

等法第二十三条の二の二十三第 項若しくは第二十三条の二の十七 法第十四条第 条第五項に規定する高度管理医療機器であつて、 等法第十 よう努めること 承認新規医薬品等 二十三第 以下同じ。 -四条第 項第七号又は第八号の規定に準じ 項 を用 項に規定する医薬品又は医薬品 (当該病院で使用したことの 第十九条の一 いた医療を提供するに当たつては、 一項の認証を受けていないも 一第 第 項の 項 承認又は医薬品 第二 な 一十三条の二の 必要な措置を講ずる 医薬品 ľ 医療機器等 医薬品 医療機器等 第九条の 医 医 **公療機器** のをい 「療機器 五第 法第二

第六条の三 申 とについての承認を受けようとする者は、 請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 法第四条の二第一 項の規定により特定機能病院と称するこ 次に掲げる事項を記載した

事務所の所在地 開設者の住所及び氏名 (法人であるときは、 その名称及び主たる

名称

三 所在 の場 所

兀 五. 病床数 診療科名

六 他の従業者の員数 医師、 歯科医師、 薬剤師、 看護師! 及び准列 看護師、 管理栄養士その

管理者の医療に係る安全管理の業務 の経験

前年度の平均の入院患者、 外来患者及び調剤 の数

九八七 歯科、 矯正歯科 小児歯科及び歯科口腔外科の前 年度の平均 の入

院患者及び外来患者の数

+法第二十二条第四号から第八号まで及び法第二十二条の二第二号

> 第六条の三 申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 とについての承認を受けようとする者は、 法第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称するこ 次に掲げる事項を記載した

事務所の 開設者の住所及び氏名 所在地 (法人であるときは、 その名称及び主たる

名称

三 所在の場 所

兀 診療科名

五. 病床数

六 他の従業者の員数 医師、 歯科医師、 薬剤師、 看護師及び准看護師、 管理栄養士その

(新設)

七 前年度の平均の入院患者、 外来患者及び調剤 の数

八 歯科、 矯正歯科 小児歯科及び歯科口腔外科の前年 - 度の 平均 の入

院患者及び外来患者の 数

九 法第二十二条第四号から第八号まで及び法第二十二条の二第二号

〒一 第九条の二十第六号イに規定する紹介率の前年度の平均値に掲げる施設並びに第二十二条の四に掲げる施設の構造設備

十三 第九条の二十三第一項第九号に規定する監査委員会の委員名簿十二 第九条の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値

及び委員の選定理由並びに当該委員名簿及び委員の選定理由の公表

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一~十 (略)

の状況

第九条の二十三第一項第一号から第十五号までに掲げる事項を行つ十一 第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保していること及び

3~5 (略)

ていることを証する書類

定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。第六条の五の三 法第四条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で

)に適合する治験(医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定の実施の基準に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第八十九号成十七年厚生労働省令第三十六号)又は再生医療等製品の臨床試験第二十八号)、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令

一 (略)

する治験をいう。)

であること

業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。第九条の二の二 特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した

(新設) (新設) 第九条の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値十 第九条の二十第六号イに規定する紹介率の前年度の平均値 に掲げる施設並びに第二十二条の四に掲げる施設の構造設備

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一~十 (略)

2

げる体制を確保していることを証する書類十一 第一条の十一第一項各号及び第九条の二十三第一項第一号に掲

3~5 (略)

第六条の五の三 定める基準は、 \mathcal{O} の実施の基準に関する省令 成十七年厚生労働省令第三十六号)又は再生医療等製品の臨床試験 第二十八号)、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令 の二第二項に規定する治験をいう。 に適合する治験 確保等に関する法律 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令 次の各号のいずれかに該当することとする。 法第四条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で (医薬品、 (昭和三十五年法律第百四十五号) 第八十条 (平成二十六年厚生労働省令第八十九号 医療機器等の品質) であること 有効性及び安全性 伞

二 (略

業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 第九条の二の二 特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した

高度の医療の提供の実績

高度の医療技術の開発及び評価 三の実績

高度の医療に関する研修の実績

法

兀 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方

五. 覧の実績 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲

六 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者

七 紹介の実績 医師、 歯科医師 薬剤師、 看護師及び准看護師 管理栄養士その

十九八 管理者の医療に係る安全管理の業務 の経験

他の従業者の員数

入院患者、 外来患者及び調剤の数

患者の数 歯科、 矯正歯科、 小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者及び外来

+ 及び委員の選定理由並びに当該委員名簿及び委員の選定理由の公表 第九条の二十三第 項第九号に規定する監査委員会の委員名簿

+ 第 第一 項 第 条の十一 号から第十五号までに掲げる事項の状況 第 項各号に掲げる体制の確保及び第九条の二十

状況

2 { 4 略

第九条の七 機器は、 医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医 令第四条の七第五号に規定する厚生労働省令で定める医療

療機器とする。

高度の医療の提供の実績

高度の医療技術 の開発及び評価 三の実績

三 高度の医療に関する研修の 実績

兀 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方

法

五. 覧の実績 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲

六 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者

七 紹介の実績 医師、 歯科医師 薬剤師、 看護師及び准看護師 管理栄養士その

他の従業者の員数

(新設)

入院患者、 外来患者及び調剤の数

九 歯科、 矯正歯科、 小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者及び外来

患者の数

(新設)

+る体制の確保 第一 条の十一第一項各号及び第九条の二十三第 の状況 項第 一号に掲げ

 $\frac{2}{4}$ 略

第九条の七 する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器とする。 機器は、 医薬品 令第四条の七第五号に規定する厚生労働省令で定める

医療 医療機器等の品質 有効性及び安全性の確保等に関

- 一次に掲げるところにより、高度の医療を提供すること。第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。
- ロ 臨床検査及び病理診断を適切に実施する体制を確保すること。
- 二十三第一項第一号から第十五号までに掲げる事項を行うこと。ハ 第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保し、及び第九条の
- 二 第九条の二十三第一項第十六号に規定する報告書を作成するこ

二~七 (略)

十」とする。
十」とする。
十」とする。
十」と、同項第七号ロ中「百分の四十」とあるのは「百分の六定の適用については、同項第六号ロ中「百分の五十」とあるのは「百定の適用については、同項第六号ロ中「百分の五十」とあるのは「百と、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規2 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関

第九条の二十二 対する患者紹介の実績、 各号に掲げる体制の確保の状況を明らかにする帳簿とする で定めるものは、 項第一号から第十五号までに掲げる事項及び第一条の十一 閲覧実績、 高度の医療技術の開発及び評価の実績、 法第十六条の三第一項第五号に規定する厚生労働省令 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に 従業者数を明らかにする帳簿、 入院患者、 外来患者及び調剤の数並びに次条 高度の医療の研修の実 高度の医療の提供の 第 項

第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。第九条の二十 特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法

- 次に掲げるところにより、高度の医療を提供すること。
- 1 臨床検査及び病理診断を適切に実施する体制を確保すること。
- げる体制を確保すること。第一条の十一第一項各号及び第九条の二十三第一項第一号に掲
- 第九条の二十三第一項第二号に規定する報告書を作成すること

二~七 (略)

十」とする。
十」とする。
十」とする。
十」とがん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関
2 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関

第九条の二十二 法第十六条の三第一項第五号に規定する厚生労働省令 績 実績、 第 を明らかにする帳簿とする。 対する患者紹介の実績、 で定めるものは、 項第一号及び第一条の十 閲覧実績 高度の医療技術の開発及び評価の実績、 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に 従業者数を明らかにする帳簿、 入院患者、 第 一項各号に掲げる体制の確保の状況 外来患者及び調剤の数並びに次条 高度の医療の研修の 高度の医療の提供の 実

法第十六条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令 第九条の二十三 法第十六条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令

第九条の二十三

で定める事項は、 管理責任者を統括させること。 医療安全管理責任者を配置し、 医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全 次のとおりとする。 第六号に規定する医療安全管理部 イ

二 専任の院内感染対策を行う者を配置すること。

でに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を行わせること。三三医薬品安全管理責任者に、第一条の十一第二項第二号イからハま

整理、周知及び当該周知の状況の確認イー医薬品の安全使用のための業務に資する医薬品に関する情報の

確認、必要な指導及びこれらの結果の共有 より把握した未承認等の医薬品の使用の必要性等の検討の状況のの状況の把握のための体系的な仕組みの構築並びに当該仕組みに 未承認等の医薬品の使用に関し、当該未承認等の医薬品の使用

イ及び口に掲げる措置を適切に実施するための担当者の定め

法第一条の四第二項の説明に関する責任者を配置し、及び同項に

(新設)

四

う。)が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実規定する医療の担い手(以下この号において「医療の担い手」とい

療の担い手が適切に医療を受ける者の理解を得るようにすること。施に必要な方法に関する規程を作成することにより、説明を行う医

等の記載内容を確認させるなどにより、診療録等の適切な管理を行等」という。)の管理に関する責任者を定め、当該責任者に診療録五、診療録その他の診療に関する記録(以下この号において「診療録

で定める事項は、次のとおりとする。

次に掲げる体制を確保すること。

行う者を配置すること。
「一専任の医療に係る安全管理を行う者及び専任の院内感染対策を

医療に係る安全管理を行う部門を設置すること。

口

当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体

制を確保すること。

(新設)

(新設)

	認新規医薬品等の使用条件を定め、使用の適否等を決定する部門イー未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に、当該未承
(立才 言則)	る措置を講ずること。
(新设)	八「未承認新現医薬品等を用いた医療を是共するこ当たり、欠こ掲げ」事項の遵守状況を確認させること。
	ハ イに規定する部門に、従業者の口に規定する規程に定められた
	規定する部門が確認すべき事項等を定めた規程を作成すること。
	用いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項及びイに
	ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に従い、高難度新規医療技術を
	度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。
	イ 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難
	る措置を講ずること。
(新設)	七 高難度新規医療技術を用いた医療を提供するに当たり、次に掲げ
	医療の安全に関する意識の向上の状況の確認
	ホ 医療に係る安全の確保に資する診療の状況の把握及び従業者の
	ニ 医療に係る安全の確保のための対策の推進
	ハ 医療に係る安全管理に係る連絡調整
	当該確認の結果に基づく従業者への必要な指導
	該事象の発生の原因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び
	の他の診療に関する記録の確認、患者又はその家族への説明、当
	ものとして管理者が認める事象が発生した場合における診療録そ
	車 事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要な
	イ 医療安全管理委員会に係る事務
	設置し、次に掲げる業務を行わせること。
	行う部門(以下この項において「医療安全管理部門」という。)を
(新設)	六 専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療に係る安全管理を

を設置すること。

- 口 規定する部門が確認すべき事項等を定めた規程を作成すること。 イに規定する部門に、 いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項及びイに 別に厚生労働大臣が定める基準に従い、 従業者の口に規定する規程に定められた 未承認新規医薬品等を
- 九 次に掲げる要件を満たす監査委員会を設置し、 事項の遵守状況を確認させること。 委員名簿及び委員

に提出すること及び公表を行うことを当該病院の開設者に求めるこ の選定理由について、 これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣

当該病院と利害関係のない者から選任すること。 委員の数は三人以上とし、 委員長及び委員の半数を超える数は

- 口 イに規定する利害関係のない者には、 次に掲げる者を含むもの
- (1) 医療に係ること。 の学識経験を有する者 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他
- (2) を除く。) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者 (1)に掲げる者
- 年に二回以上開催すること。

次に掲げる業務を行うこと。

- (1) 状況について管理者等から報告を求め、 医療安全管理責任者、医療安全管理部門、 医薬品安全管理責任者、 医療機器安全管理責任者等の業務 又は必要に応じて自 医療安全管理委員
- (2) る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明するこ 必要に応じ、 当該病院の開設者又は管理者に対し、 医療に係

ら確認を実施すること。

- 医療に係る安全管理に資するため、次に掲げる措置を講ざつ。 (1)及び(2)に掲げる業務について、その結果を公表すると。	

ること。 すること

次に掲げる場合に、 従業者に速やかに医療安全管理部門にそれ

ぞれ次に定める事項を報告させること。 入院患者が死亡した場合 当該死亡の事実及び死亡前の状況

(2)|(1)|ない処置又は治療が必要になつたものとして管理者が定める水 (1)に掲げる場合以外の場合であつて、 通常の経過では必要が

準以上の事象が発生したとき 当該事象の発生の事実及び発生

前の状況

口

イの場合においては、

医療安全管理委員会に、

項第二号イからハまでに掲げる業務のほか、

次に掲げる業務を 第一条の十一第

(1) イの規定によっていること。 イの規定による報告の実施の状況の確認及び確認結果の管理

(2) 者への報告

①に規定する実施の状況が不十分な場合における適切な報告

+ 他の特定機能病院の管理者と連携し、 のための従業者への研修及び指導 次に掲げる措置を講ずる

こと。

ر کاکا° 応じ、 年に一回以上他の特定機能病院に従業者を立ち入らせ、 医療に係る安全管理の改善のための技術的助言を行わせる 必要に

口 業者の立入りを受け入れ、 年に一 回以上他の特定機能病院の管理者が行うイに規定する従 イに規定する技術的助言を受けること

(新設)

イ〜ハ (略)	イ〜ハ (略)
る報告書(以下「事故だた日から二週間以内に、	る報告書(以下「事故等報告書」という。)を作た日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載し
以下「事牧等事案」という。)が発生した場合には、当該事案が発二.次に掲げる医療機関内における事故その他の報告を求める事案((以下「事故等事案」という。)が発生した場合には、当該事案が十六 次に掲げる医療機関内における事故その他の報告を求める事案
	るとともに、自ら定期的に当該研修を受けること。管理責任者に定期的に医療に係る安全管理のための研修を受けさせ、日子、医療安全管理的に医療に係る安全管理のための研修を受けさせ、
	の医療を提供するために必要なものに関する事項
	働して医療を提供するために必要な知識及び技能であつて、高度ハー医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者が連携及び協
	つた場合における当該意見に関する事項
	ロ 第九号に規定する監査委員会から、同号ニ②の意見の表明があ
	イ 前各号に掲げる事項に関する事項
	げる事項について職員研修を実施すること。
(新設)	十四 第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲
	ロ 当該窓口及びその使用方法について従業者に周知すること。
	し必要な事項を定めること。
	することができないようにするための方策その他窓口の設置に関
	イ 当該窓口に提供する情報の範囲、情報提供を行つた個人を識別
	口を設置すること。
	適正な実施に疑義が生じた場合等の情報提供を受け付けるための窓
(新設)	十三 開設者と協議の上、次に掲げるところにより、医療安全管理の
	制を確保すること。
(新設)	十二 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体

(略)

第九条の二十五 る事項は、 次のとおりとする。 法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定め

\ = =

次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

を行う部門 専従の医師、 (以下この号において 薬剤師及び看護師を配置した医療に係る安全管理 「医療安全管理部門」 という。

を設置し、次に掲げる業務その他の医療に係る安全管理のため

医療安全管理委員会に係る事務

(2) 事故その他の医療安全管理 医療安全管理委員会に係る に必要な業務を行わせること。 確認及び当該確認の結果に基づく従業者への必要な指導 録その他の診療に関する記録の確認、 なものとして管理者が認める事象が発生した場合における診療 事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要 当該事象の発生の原因の究明の実施その他の対応の状況の 患者又はその家族 の説

(4)(3)医療に係る安全管理に係る連絡調整

医療に係る安全の確保のための対策の推進

口 者及び特定臨床研究に係る安全管理を行う者を配置すること。 専任の特定臨床研究において用いられる医薬品等の管理を行う

(略)

五~八 (略)

第十条 よく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、 病院、 診療所又は助産所の管理者は、 患者、 次の各号に掲げる事項 妊婦、 産婦又はじ

> 2 (略

第九条の二十五 る事項は、 次のとおりとする。 法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定め

(略

次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

1 医療に係る安全管理を行う部門を設置すること。

口 安全管理を行う者を配置すること。 いて用いられる医薬品等の管理を行う者及び特定臨床研究に係る 専任の医療に係る安全管理を行う者、専任の特定臨床研究にお

(略)

五~八 (略)

第十条 よく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項 病院、 診療所又は助産所の管理者は、 患者、 妊婦、 産婦又はじ

この限りでない。
事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、を遵守しなければならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる

- 院させ、又は入所させないこと。 二 病室又は入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入
- ス院させる場合には、精神病室に入院させること。 病室以外の病室で入院治療を受けることが必要なものを除く。)を 要なもの(身体疾患を有する者であつて、当該身体疾患に対し精神 要なもの(身体疾患を有する者であつて、当該身体疾患に対し入院治療が必
- 四 感染症患者を感染症病室でない病室に入院させないこと。
- の患者と同室に入院させないこと。

 五 同室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の種

患者の用に供しないこと。

の管理者について、準用する。あつて特定機能病院でないもの(以下「事故等報告病院」という。)第十一条 第九条の二十三第一項第十六号の規定は、次に掲げる病院で

一 〜 三 (略)

事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、を遵守しなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる

この限りでない。

を入院させ、又は入所させないこと。所室」という。)には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじよく婦病室又は妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室(以下「入

院させ、又は入所させないこと。 病室又は入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入

(新設)

ない病室に入院させないこと。 精神病患者又は感染症患者をそれぞれ精神病室又は感染症病室で

三

の患者と同室に入院させないこと。 四 同室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の

ばこれに他の患者を入院させないこと。病毒感染の危険のある患者を入院させた室は消毒した後でなけれ

の患者の用に供しないこと。
に汚染し又は汚染の疑あるものは、消毒した後でなければこれを他六.病毒感染の危険ある患者の用に供した被服、寝具、食器等で病毒

管理者について、準用する。つて特定機能病院でないもの(以下「事故等報告病院」という。)の第十一条 第九条の二十三第一項第二号の規定は、次に掲げる病院であ

一~三 (略)

種

しないよう必要な注意をしなければならない。
品、再生医療等製品及び用具につき医薬品医療機器等法の規定に違反第十四条 病院又は診療所の管理者はその病院又は診療所に存する医薬

施設及び記録は、次のとおりとする。第二十二条の三 法第二十二条の二第二号から第四号までの規定による

·二 (略)

明らかにする帳簿、 規定する体制の確保及び同条第二項に規定する措置の状況を明らか に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の 発及び評価の実績、 にする帳簿とする。 号から第十五号までに掲げる事項の状況、 病院の管理及び運営に関する諸記録は、 入院患者、 外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十三第 高度の医療の研修の実績、 高度の医療の提供の実績、 過去二年間の従業者数を 第一条の十一第 閲覧実績 高度の医療技術 紹 介患者 一項に 項第 実績 の開

(法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合)

げる場合とする。 第二十四条 法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲

~七 (略)

素であつて、陽電子放射断層撮影装置による画像診断(以下「陽電。)である放射性同位元素で密封されていないもの(放射性同位元る治験の対象とされる薬物(以下この号において「治験薬」という八 病院又は診療所に、医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定す

意をしなければならない。
世及び安全性の確保等に関する法律の規定に違反しないよう必要な注
は、再生医療等製品及び用具につき医薬品、医療機器等の品質、有効
第十四条 病院又は診療所の管理者はその病院又は診療所に存する医薬

施設及び記録は、次のとおりとする。第二十二条の三 法第二十二条の二第二号から第四号までの規定による

一·二 (略)

項に規定する措置の状況を明らかにする帳簿とする。 に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の 発及び評価の実績 明らかにする帳簿、 一号並びに第一条の十一第一項に規定する体制の確保及び同条第 入院患者、 病院の管理及び運営に関する諸記録は、 外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十三第 高度の医療の研修の実績、 高度の医療の提供の実績、 過去二年間の従業者数を 閲覧実績、 高度の医療技術 紹介患者 実績 項 \mathcal{O} 開

(法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合)

げる場合とする。第二十四条の法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲

一~七 (略)

同位元素で密封されていないもの(放射性同位元素であつて、陽電れる薬物(以下この号において「治験薬」という。)である放射性性の確保等に関する法律第二条第十七項に規定する治験の対象とさ八病院又は診療所に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全

うとする場合又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えようるものを除く。以下「診療用放射性同位元素」という。)を備えよ診療用放射性同位元素」という。)のうち、医薬品又は治験薬であ子断層撮影診療」という。)に用いるもの(以下「陽電子断層撮影

九~十三 (略)

とする場合

で定める病床は、次に掲げる病床とする。 第三十条の三十二の二 法第三十条の四第九項に規定する厚生労働省令

一~十二 (略)

又は診療所の当該機能に係る病床十三 医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験を行う病院

十四 (略)

2

(略)

九~十三

(略)

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えようとする場合

下「診療用放射性同位元素」という。)を備えようとする場合又は

元素」という。)のうち、医薬品又は治験薬であるものを除く。以という。)に用いるもの(以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位

子放射断層撮影装置による画像診断(以下「陽電子断層撮影診療

一~十二 (略)

る法律第二条第十七項に規定する治験を行う病院又は診療所の当該十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す

機能に係る病床

十四 (略)

-

(略)

2